

令和3年度

# 人事委員会年報

 長崎県人事委員会



# 目 次

第1章	人事委員会関係	
第1節	人事委員会	1
1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会委員	1
3	人事委員会の権限	1
4	人事委員会の開催状況	2
5	条例の制定・改廃に関する意見の状況	10
第2節	事務局の組織及び事務分掌	11
1	事務局の組織	11
2	事務局の事務分掌	11
3	事務局職員名簿	12
第3節	令和3年度当初予算	13
1	歳入	13
2	歳出	13
第2章	職員団体関係	
1	県関係職員団体の登録状況	14
2	職員団体等の規約認証状況	14
3	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	14
4	管理職員等の範囲	15
5	県関係職員の状況	19
第3章	労働基準監督業務関係	
1	事業所の労働基準監督権限の職権行使者及び号別等決定	20
2	特定機械等の落成検査の実施状況	21
3	機械等設置届の受理状況	21
第4章	勤務時間・休暇・服務関係	
1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正状況	22
2	その他の規則の制定・改正状況	22
3	公益的法人等への職員の派遣状況	23

第5章	任用関係	
第1節	採用試験実施（競争試験）	24
1	採用試験実施状況	24
2	過去の採用試験の状況及び推移	28
3	職員の任用に関する規則等の改正状況	30
第2節	採用選考	31
1	選考により採用することができる職の指定状況	31
2	採用選考の実施状況	32
第3節	民間企業等職務経験者の採用	34
1	民間企業等職務経験者採用選考	34
2	海外活動等経験者採用選考	34
3	任期付職員の採用選考	35
第4節	昇任試験	37
第5節	昇任選考の実施状況	37
第6章	給与関係	
1	職員給与の実態	38
2	民間給与の実態	39
3	人事委員会報告及び勧告の状況	42
4	給与関係規則等の制定・改廃の状況	45
第7章	公平審査関係	
1	不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	47
2	勤務条件に関する措置要求の状況	47
3	不利益処分についての審査請求の状況	48
4	職員からの苦情相談	48
5	公務災害補償審査請求の状況	49
6	退職手当の支給制限等処分に係る調査審議の状況	49
7	公平委員会の事務の受託	49
第8章	令和3年度の主な出来事	51

## 第1章 人事委員会関係

### 第1節 人事委員会

#### 1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第1項の規定により、都道府県は条例で人事委員会を設置することとされ、長崎県においても、昭和26年6月12日に長崎県人事委員会設置条例（昭和26年長崎県条例第33号）が公布され、長崎県人事委員会が設置された。

#### 2 人事委員会委員

人事委員会は、地方公務員法第9条の2第1項において、3人の委員をもって組織すると規定されており、その委員は、同条第2項の規定により、議会の同意を得て、地方公共団体の長（知事）が選任するとされている。

なお、委員の任期は、4年とされている（地方公務員法第9条の2第10項）。

(令和3年度)

区分	氏名	任期	備考
委員長	水上 正博	令和元年7月7日～令和5年7月6日 [2期目] (委員長 平成27年7月7日～)	弁護士
委員	本田 哲士	平成30年7月25日～令和4年7月24日 [1期目]	元長崎県 県民生活部長
委員	中牟田 真一	令和元年7月16日～令和5年7月15日 [1期目]	長崎経済同友会 代表幹事

#### 3 人事委員会の権限

人事委員会は、次に掲げる事務を処理する（地方公務員法第8条）。

- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与が地方公務員法及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) (8)、(9)に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) (1)から(10)までに掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務。

4 人事委員会の開催状況（令和3年度）

令和3年度中、委員会は31回開催され、付議された議案は129件であった。

回数	事項別	項 目
第1回 (3.4.9)	付 議	1 民間給与実態調査について 2 選考採用職の指定等について(知事部局) 3 正規の試験に準ずる試験について(知事部局) 4 令和3年度長崎県職員採用試験施行計画の決定について 5 民間企業等職務経験者(U・Iターン型)及び海外活動等経験者採用 選考試験の実施について 6 週休日及び勤務時間の割振りの特別な定めについて
	報 告	1 職員の昇任選考について(知事部局) 2 職員の昇任選考について(教育庁) 3 職員の昇任選考について(警察本部) 4 採用選考結果報告について(教育庁) 5 採用選考結果報告について(警察本部) 6 採用選考結果報告について(交通局) 7 職員からの苦情相談の状況について 8 「平成29年(審)第2号事案」に係る「代理人選任届」及び「代理人解任 届」の提出について 9 「令和2年(審)第1号事案」に係る「代理人選任届」及び「代理人解任 届」の提出について
第2回 (3.4.26)	付 議	7 職員の採用選考について(知事部局) 8 大規模災害への対処その他の重要な業務であつて公務の運営上真に やむを得ない事由に係る特例業務の承認について(2月分) 9 措置要求の取扱いについて
	報 告	1 選考採用事務実施計画について(知事部局) 2 長崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求について 3 令和3年度長崎県職員採用試験(大学卒業程度:行政B)の第1次試験 受験状況(合格者数)について
	その他	1 民間給与実態調査の対象事業所変更について 2 令和3年5月～6月の人事委員会日程等について
第3回 (3.5.11)	付 議	10 正規の試験に準ずる試験について(知事部局)
	報 告	1 選考採用事務実施計画について(知事部局) 2 採用選考結果報告について(交通局) 3 公益法人等への職員の派遣状況について 4 長崎県公務・公共業務労働組合共闘会議からの要求について 5 「令和2年(審)第1号事案」に係る反論書及び書証申出書の提出に ついて

回数	事項別	項 目
第4回 (3.5.20)	付 議	11 選考採用職の指定等について(警察本部) 12 職員の採用選考について(知事部局) 13 一般任期付職員の採用について(知事部局) 14 通勤手当の支給に関する特例について 15 教育職から本庁課長等に任用される職員の令和3年度期末手当及び勤勉手当の特例について(教育庁) 16 採用候補者名簿の失効について 17 大規模災害への対処その他の重要な業務であって公務の運営上真にやむを得ない事由に係る特例業務の承認について(5月分)
	報 告	1 選考採用事務実施計画について(知事部局) 2 選考採用事務実施計画について(警察本部) 3 教育職給料表(二)等の適用を受ける校長のうち期末手当及び勤勉手当の職務段階別加算割合を100分の20とする職員について(教育庁) 4 警部・警部補・巡査部長昇任試験実施計画の変更について
	その他	1 令和3年6月～7月の人事委員会日程等について
第5回 (3.6.11)	付 議	18 令和3年度長崎県職員採用試験(大学卒業程度:行政B)の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 19 令和3年度就職氷河期世代を対象とした長崎県職員採用選考試験の実施について 20 選考採用職の指定等について(知事部局) 21 選考採用職の指定等について(教育庁) 22 職員の採用選考について(知事部局) 23 職務に専念する義務の特例を定める規則第2条第5号に基づく承認について 24 長崎県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
	報 告	1 令和3年度長崎県職員採用試験(大学卒業程度・警察官 I 類(男性・女性)[第1回])及び長崎県職員採用選考試験(民間企業等職務経験者(U・Iターン型)・海外活動等経験者)の申込状況について 2 臨時的任用報告書について(教育庁)
第6回 (3.6.23)	付 議	25 会計年度任用職員の報酬の特例について(協議:知事部局) 26 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について 27 大規模災害への対処その他の重要な業務であって公務の運営上真にやむを得ない事由に係る特例業務の承認について(6月分)
	報 告	1 令和3和年長崎県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験実施状況(受験者数)について
	その他	1 令和3年8月～9月の人事委員会日程等について

回数	事項別	項 目
第7回 (3.7.9)	付 議	28 障害者を対象とした採用選考試験の実施について
	報 告	1 令和3年度長崎県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験実施状況(合格者数)について 2 警部・警部補・巡査部長昇任試験実施結果報告について
第8回 (臨時会) (3.7.13)	付 議	29 職員の採用選考について(知事部局)
第9回 (3.7.20)	付 議	30 職員の採用選考について(知事部局) 31 選考採用職の指定等について(警察本部:警察官(サイバー犯罪特別捜査官)) 32 選考採用職の指定等について(警察本部:警察官(海技士)) 33 大規模災害への対処その他の重要な業務であって公務の運営上真にやむを得ない事由に係る特例業務の承認について(7月分) 34 措置要求の取扱いについて
	報 告	1 選考採用事務実施計画について(知事部局) 2 選考採用事務実施計画について(警察本部) 3 令和3年度警察官 I 類採用試験(第1回)第1次試験実施状況について 4 「令和2年(審)第1号事案」に係る準備書面及び書証申出書の提出について
	その他	1 令和3年8~9月の人事委員会日程等について
第10回 (3.8.5)	付 議	35 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正について
	報 告	1 令和3年職種別民間給与実態調査の結果について 2 選考採用事務実施計画について(知事部局)
第11回 (3.8.18)	付 議	36 令和3年度長崎県職員採用試験(大学卒業程度)の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 37 令和3年度長崎県職員採用選考試験(民間企業等職務経験者(U・Iターン型)/海外活動等経験者)の合格者の決定について
	報 告	1 選考採用事務実施計画(知事部局) 2 獣医師採用試験(選考)における面接試験方法の変更について 3 人事委員会の業務の状況(令和2年度)の報告について
	その他	1 令和3年人事院勧告の骨子等について 2 春闘交渉の結果について 3 長崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求について 4 令和3年8~10月の人事委員会日程等について
第12回 (臨時会) (3.8.24)	付 議	38 大規模災害への対処その他の重要な業務であって公務の運営上真にやむを得ない事由に係る特例業務の承認について(8月分)
	協 議	1 職員の給与等に関する報告及び勧告について



回数	事項別	項 目
第13回 (3.9.1)	報 告	1 令和3年度長崎県職員採用試験(短大卒業程度・高校卒業程度・警察官Ⅰ類[第2回]・警察官Ⅲ類)及び就職氷河期世代を対象とした長崎県職員採用選考試験の申込状況について 2 令和4年度警察官Ⅰ類採用試験における新試験枠の創設について 3 採用選考結果報告について(警察本部) 4 選考結果報告について(知事部局)
	その他	1 令和3年度9月補正の概要について
	協 議	1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第14回 (臨時会) (3.9.8)	付 議	39 令和3年度警察官Ⅰ類(男性・女性)採用試験[第1回]の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
	協 議	1 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第15回 (3.9.15)	付 議	40 職員の採用選考について(知事部局)
		41 職員の昇任選考について(知事部局)
		42 長崎県人事委員会事務局職員の任命について
	報 告	1 長崎県地方公務員労働組合共闘会議からの要求について
その他	1 令和3年9～11月の人事委員会日程等について	
協 議	1 職員の給与等に関する報告及び勧告について	
第16回 (臨時会) (3.9.24)	付 議	43 職員の採用選考について(民間企業等職務経験者(U・Iターン型))
		44 職員の採用選考について(知事部局)
		45 大規模災害への対処その他の重要な業務であって公務の運営上真にやむを得ない事由に係る特例業務の承認について(9月分)
	報 告	1 令和3年度障害者を対象とした長崎県職員採用選考試験の申込状況について 2 選考採用事務実施計画について(知事部局) 3 選考採用事務実施計画について(教育庁) 4 長崎県公務・公共業務労働組合共闘会議からの要求等について
協 議	1 職員の給与に関する報告及び勧告について	
第17回 (臨時会) (3.10.7)	付 議	46 職員の給与等に関する報告及び勧告について
第18回 (3.10.13)	付 議	47 新型コロナウイルス感染症に係る特殊作業手当の特例について(警察本部) 48 職員の採用選考について(知事部局)
	報 告	1 令和3年度長崎県職員採用試験(短大・高校卒業程度)及び警察官Ⅰ類採用試験[第2回]の第1次試験実施状況について 2 令和3年度就職氷河期世代を対象とした長崎県職員採用選考試験の第1次試験実施状況について 3 選考採用事務実施計画について(知事部局) 4 解雇予告除外認定について 5 「令和2年(審)第1号事案」に係る書証申出書の提出について

回数	事項別	項目
第19回 (3.10.21)	付 議	49 職員の採用選考について(知事部局)
	報 告	1 選考採用事務実施計画について(知事部局) 2 「令和2年(審)第1号事案」に係る準備書面及び書証申出書の提出について
	その他	1 令和3年11～12月の人事委員会日程等について
第20回 (3.11.4)	付 議	50 令和3年度長崎県職員採用試験(短大・高校卒業程度)の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 51 令和3年度就職氷河期世代を対象とした長崎県職員採用選考試験の合格者の決定について 52 有害物取扱手当を支給する勤務箇所の特例について(知事部局)
	報 告	1 令和3年度警察官Ⅲ類採用試験第1次試験実施状況について 2 令和3年度障害者を対象とした長崎県職員採用選考試験の第1次試験実施状況について 3 解雇予告除外認定について
第21回 (3.11.16)	付 議	53 職員採用における国籍要件の撤廃について 54 職員の採用選考について(知事部局) 55 職員の昇任選考について(知事部局) 56 審査請求の取扱いについて
	報 告	1 選考採用事務実施計画について(知事部局) 2 採用選考結果報告について(知事部局)
	その他	1 国家公務員給与の取扱いに係る検討状況等について 2 令和3年11月～令和4年1月の人事委員会日程等について
第22回 (臨時会) (3.11.26)	付 議	57 令和3年度障害者を対象とした長崎県職員採用選考試験の合格者の決定について
第23回 (3.12.8)	付 議	58 職員の採用選考について(民間企業等職務経験者(U・Iターン型／海外活動等経験者) 59 令和3年度長崎県警察官Ⅰ類採用試験[第2回]の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 60 令和3年度長崎県警察官Ⅲ類採用試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 61 週休日及び勤務時間の割振りの特別な定めについて
	報 告	1 職員の昇任選考について(教育庁) 2 試行署における当番制の検証結果について 3 「令和2年(審)第1号事案」に係る準備書面及び書証申出書の提出について 4 「令和2年(審)第1号事案」に係る代理人解任届の提出について
	その他	1 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて

回数	事項別	項 目
第24回 (3.12.21)	付 議	62 職員の給料等の支給に関する規則の一部改正について 63 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 64 職員の勤務時間、休暇等の運用についての一部改正について 65 会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 66 職員の採用選考について(知事部局)
	報 告	1 選考採用事務実施計画について(知事部局) 2 短期介護休暇及び災害交通しゃ断休暇の取扱の変更について
	その他	1 令和4年1月～令和4年2月の人事委員会日程等について
第25回 (4.1.12)	付 議	67 職員の昇任選考について(警察本部)
	報 告	1 職員の昇任選考について(知事部局) 2 「令和2年(審)第1号事案」に係る求釈明について 3 「令和3年(審)第1号事案」に係る答弁書、書証申出書および代理人選任届の提出について 4 教職員統一行動(大量)事案の審査請求人に対する住所、意思等確認照会について
第26回 (4.1.26)	付 議	68 大規模災害への対処その他の重要な業務であって公務の運営上真にやむを得ない事由に係る特例業務の承認について(1月分) 69 警察職員の特殊勤務手当の運用についての一部改正について(警察本部) 70 職員の採用選考について(知事部局) 71 旅費の増額調整について(知事部局)
	報 告	1 令和3年度長崎県警察官 I 類(女性)採用試験[第1回]の最終合格者の取扱いについて 2 薬剤師採用試験(選考)における面接試験方法等の変更について
	その他	1 公務非正規女性全国ネットワーク(はむねっと)からの要望について 2 令和4年1月～3月の人事委員会日程等について
第27回 (臨時会) (4.1.31)	付 議	72 令和4年度長崎県職員採用試験施行計画(大学卒業程度:行政B・農業B・土木B)の決定について
第28回 (4.2.10)	付 議	73 職員の採用選考について(知事部局) 74 職員の採用選考について(警察本部) 75 職員の昇任選考について(警察本部) 76 任期付職員の任期の更新について(教育庁)
	報 告	1 「令和2年(審)第1号事案」に係る釈明書及び書証申出書の提出について 2 「令和3年(審)第1号事案」に係る反論書及び書証申出書の提出について

回数	事項別	項目
第29回 (4.2.24)	付議	77 職員の採用選考について(民間企業等職務経験者(U・Iターン型))
		78 職員の採用選考について(就職氷河期世代を対象とした採用選考試験)
		79 職員の採用選考について(障害者を対象とした採用選考試験)
		80 令和4年度長崎県職員採用試験施行計画(警察官 I 類(男性)A [第1回]・警察官 I 類(男性)B、警察官 I 類(女性)A[第1回]・警察官 I 類(女性)B)の決定について
		81 職員の採用選考について(知事部局)
		82 職員の採用選考について(教育庁)
		83 職員の採用選考について(警察本部)
		84 職員の昇任選考について(教育庁)
	報告	1 解雇予告除外認定について
		その他
第30回 (4.3.16)	付議	87 採用候補者名簿の失効について
		88 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について
		89 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について
		90 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について
		91 会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について
		92 へき地手当等の支給に関する規則の一部改正について
		93 へき地手当等の運用についての一部改正について
		94 特勤手当等の支給に関する規則の一部改正について
		95 特勤手当等の運用についての一部改正について
		96 離島へき地に所在する公署に勤務する職員の昇給特例について
		97 帰住に係る旅費を支給する職員が勤務する学校等について
		98 職員の採用選考について(知事部局:医師・薬剤師・作業療法士・社会福祉(心理判定))
		99 職員の採用選考について(知事部局:割愛採用・戻り)
		100 職員の採用選考について(教育庁)
		101 職員の採用選考について(警察本部)
		102 号級の決定について(警察本部)
		103 職員の昇任選考について(知事部局)
		104 職員の昇任選考について(議会事務局)
105 職員の昇任選考について(監査事務局)		
106 職員の昇任選考について(長崎県北部海区漁業調整委員会事務局)		
107 職員の昇任選考について(教育庁)		
108 職員の昇任選考について(交通局)		

回数	事項別	項目
引き続き 第30回 (4.3.16)	付議	109 昇任選考の基準変更にかかる承認申請について(知事部局) 110 一般任期付職員の採用の承認について(教育庁) 111 勤務時間、週休日等の割振りの特別な定めについて 112 審査請求人の死亡が判明した争議行為に係る処分事案の判定について 113 審査請求人が審査請求を継続する意思を放棄したと認められる争議行為に係る処分事案の判定について 114 職員の昇任選考について(人事委員会事務局) 115 長崎県人事委員会事務局職員の任命について
	報告	1 警部・警部補・巡査部長昇任試験実施計画の報告について 2 会計年度任用職員報告書について 3 大量事案(教職員による統一行動事案)の取下げについて
第31回 (4.3.28)	付議	116 競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部改正について 117 職員の給料等の支給に関する規則等の一部改正について 118 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について 119 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について 120 職員の旅費支給に関する規則の一部改正について 121 長崎県人事委員会事務局事務決裁規程の一部改正について 122 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について 123 公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部改正について 124 退職手当の支給制限等処分に係る意見陳述の機会に関する規則の一部改正について 125 会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 126 管理職職員等の範囲を定める規則の一部改正について 127 職員の採用選考について(知事部局:割愛戻り) 128 職員の昇任選考について(知事部局) 129 行政職給料表等の適用を受ける職員の号給の調整(昇給幅の調整)について
	報告	1 令和3年度長崎県警察官 I 類(男性)採用試験[第1回]の最終合格者の取扱いについて
	その他	1 令和4年3月～5月の人事委員会日程等について

(参考) 開催回数等の推移

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
人事委員会の開催回数	29回	32回	28回	32回	31回
付議された議案件数	117件	121件	123件	135件	129件
報 告 件 数	98件	89件	71件	82件	75件

5 条例の制定・改廃に関する意見の状況 (令和3年度)

意見年月日	条 例 案	内 容	意 見
令 3. 6. 23	職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例 (第 99 号議案)	行政のデジタル化に向けて、押印等の見直しを行うため、所要の改正をしようとするもの。	本委員会はこれを適当であると認める。
令 4. 3. 16	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (関係分) (第 23 号議案)  職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (第 24 号議案)	人事委員会の令和 3 年 10 月 7 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、関係条例について所要の改正を行おうとするもの。  人事委員会の令和 3 年 10 月 7 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等について所要の改正をしようとするもの。	本議案は、本委員会が令和 3 年 10 月 7 日に行った勧告と異なりますが、国家公務員の取扱いなどを勘案して提案されたものであり、やむを得ないものと考えます。  本委員会はこれを適当であると認める。

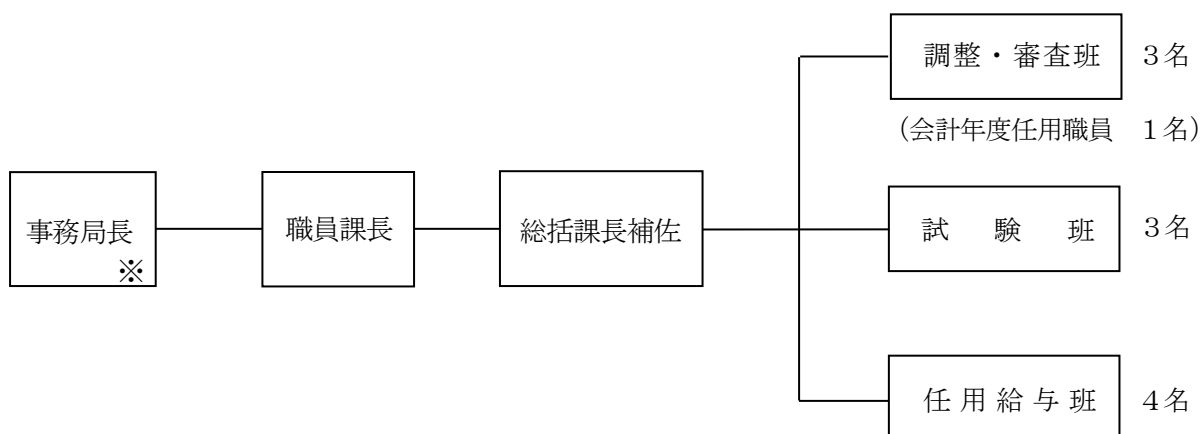
(備考) 年月日は、人事委員会の意見を記載した文書 (議長あて) の日付である。

## 第2節 事務局の組織及び事務分掌

### 1 事務局の組織

委員会の事務を補助するために委員会に事務局を設置し、事務局長その他の職員を置くことになっている（地方公務員法第12条第1項）。本県の場合は、長崎県人事委員会事務局の組織に関する規則により、職員課の1課が設置されている。

令和3年度の組織については、下記のとおりである。



職員数 13名（※事務局長は労働委員会事務局長を併任）

会計年度任用職員 1名

### 2 事務局の事務分掌

令和3年度の各班ごとの事務分掌については、下記のとおりである。

#### (1) 調整・審査班

- ① 人事委員会に関すること。
- ② 公文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- ③ 公印の管守に関すること。
- ④ 事務局の組織に関すること。
- ⑤ 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事及び教養訓練並びに福利厚生に関すること。
- ⑥ 事務局の予算、決算及び会計に関すること。
- ⑦ 広報に関すること。
- ⑧ 職員の福利厚生制度に関すること。
- ⑨ 職員の勤務時間、休日及び休暇制度に関すること。
- ⑩ 職員の審査請求の審査に関すること。
- ⑪ 職員の勤務条件に関する措置の要求に対する審査に関すること。
- ⑫ 職員の苦情相談に関すること。
- ⑬ 公務災害補償審査請求に関すること。
- ⑭ 退職手当の支給制限等処分に係る調査審議に関すること。
- ⑮ 委託を受けた他の地方公共団体の公平委員会の事務に関すること。
- ⑯ 職員の服務、分限、懲戒制度に関すること。
- ⑰ 管理職員等の指定に関すること。
- ⑱ 職員団体の登録に関すること。
- ⑲ 職員団体等の規約の認証に関すること。
- ⑳ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。

(2) 試験班

- ① 職員の研修に関する事。
- ② 職員の競争試験及び任用候補者名簿に関する事。
- ③ 障害者を対象とする職員の採用選考に関する事。
- ④ 就職氷河期世代を対象とする職員選考に関する事。

(3) 任用給与班

- ① 職員の任用制度の調査及び立案に関する事。
- ② 職員の選考に関する事。
- ③ 臨時的任用に関する事。
- ④ 人事記録に関する事。
- ⑤ 職員の給与等に関する報告及び勧告に関する事。
- ⑥ 職員の給与制度の立案及び運営に関する事。
- ⑦ 職員の給与の支払監理に関する事。
- ⑧ 職員の人事評価に関する事。

3 事務局職員名簿（令和3年度）

人事委員会事務局	事務局 長	大 崎 義 郎	
職員 課	課 長	田 中 京	
	総括課長補佐	川 原 康 則	
	調整・審査班	課 長 補 佐	上 床 悦 子
		係 長	岡 部 理 恵
		主 事	内 田 建 太
	試 験 班	課 長 補 佐	野 中 一 宏
		係 長	古 賀 真 紀
		主 任 主 事	井 上 優
	任用給与班	課 長 補 佐	古 賀 春 美
		係 長	林 幸 介 (~9/30)
		主 任 主 事	山 口 二 千 翔 (10/1~)
		主 任 主 事	石 川 智 彦
		主 事	小 柳 萌



### 第3節 令和3年度当初予算

#### 1 歳入

(単位：千円)

区 分		予 算 額	予 算 額 の 費 目 別 内 訳
諸 収 入	警察官採用試験受託費	1,388	
	公平委員会事務受託費	460	
小 計		1,848	
国庫支出金		4,424	
一 般 財 源		136,194	
合 計		142,466	

#### 2 歳出

(単位：千円)

区 分		予 算 額	予 算 額 の 費 目 別 内 訳
人 件 費	委 員 報 酬	7,212	報酬(委員) 7,212
	職 員 給 与 費	105,301	報酬(会計) 3,604 給 料 53,372
	会 計 年 度 職 員 給 与 費	5,028	職員手当等(職員) 34,002 職員手当等(会計) 615
	小 計	117,541	共済費(職員) 17,927 共済費(会計) 415 通勤経費(会計) 394
事 業 費	委 員 会 運 営 事 務 費	751	報 償 費 1,003
	事 務 局 運 営 事 務 費	1,285	旅 費 2,800
	試 験 関 係 事 務 費	20,363	交 際 費 110
	給 与 関 係 事 務 費	1,402	需 用 費 4,187
	公 平 審 理 関 係 事 務 費	1,124	役 務 費 5,715
	小 計	24,925	委 託 料 2,564 使用料及び賃借料 6,119 備品購入費 30 負担金・補助・交付金 2,397
合 計		142,466	

## 第2章 職員団体関係

### 1 県関係職員団体の登録状況

令和3年度末現在の県関係職員団体の登録は、次の5団体である。

No.	職員団体名	主たる事務所の所在地	登録年月日	3年度登録変更	法人格
1	長崎県職員組合	長崎市尾上町3-1 長崎県庁内	昭41. 10. 5	役員変更 令3. 4. 6登録	有
2	長崎県職員組合長崎支部	長崎市尾上町3-1 長崎県庁内	昭41. 10. 11	役員変更 令3. 7. 1登録	無
3	長崎県教職員組合	長崎市筑後町2-1	昭41. 10. 11	役員変更 令3. 4. 1登録	有
4	長崎県高等学校教職員組合	長崎市	昭41. 10. 11	役員変更 令3. 7. 13登録	有
5	長崎県学校事務職員組合	長崎市尾上町3-1 長崎県庁内	平16. 8. 11	役員変更 令3. 5. 10登録	無

### 2 職員団体等の規約認証状況

No.	職員団体名	主たる事務所の所在地	認証年月日	3年度変更届出
1	全日本自治団体労働組合 長崎県本部	長崎市大黒町4-16	平22. 10. 25	なし

### 3 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

公布年月日	施行年月日	事項
令4. 3. 31	令4. 4. 1	○ 令和4年4月1日付け知事部局及び教育委員会の組織改正等に 伴い、管理職員等の範囲を改正 ・ポストの新設及び廃止に伴う指定、指定変更及び指定廃止

4 管理職員等の範囲（令和3年度末現在）

組 織	職 名
議 会 事 務 局	局長 課長 総括課長補佐 秘書室長 総務係長 秘書係長
知 事 部 局	<p>本 庁</p> <p>統轄監 部長 危機管理監 福祉保健部こども政策局長 理事  政策監 技監 次長 参事監 課長 室長 県民センター長  総務事務センター長 補佐監 企画監 医療監  危機管理課参事（国民保護等担当）  政策調整課参事（政策調整担当） 総務文書課法制・公益法人班参事  世界遺産課参事 スポーツ振興課参事 交通・地域安全課参事  水環境対策課参事 自然環境課参事 福祉保健課保健看護監  福祉保健課企画予算班参事  医療政策課参事（長崎県病院企業団派遣）  医療人材対策室参事 農山村振興課参事  農村整備課参事 総括課長補佐  危機管理課防災対策・施設班課長補佐（大村駐在）  政策調整課課長補佐（総務・予算担当）  政策調整課課長補佐（政策調整担当）  政策企画課課長補佐（未来戦略企画担当）  政策企画課課長補佐（連携推進担当）  総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課課長補佐  広報課報道企画班課長補佐 人事課課長補佐  新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐  地域づくり推進課総務企画班課長補佐  文化振興課総務企画班課長補佐  県民生活環境課総務・予算班課長補佐  福祉保健課総務調整班課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐  農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐  部主管課総務係長 危機管理課基地対策・企画班係長 秘書課係長  人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長  こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長  漁政課総務・予算班係長 人事課主任主事（人事又は給与担当）  新行政推進室主任主事（人事担当） 人事課主事（人事又は給与担当）  新行政推進室主事（人事担当） 船長</p>

知 事 部 局	振興局	局長 次長 部長 長崎港湾漁港事務所長 上五島支所長 副部長 課長 室長 島原出張所長 総務課総務係長 総務課総務調整班係長 総務課総務班係長
	開成学園	園長 副園長
	環境保健研究センター	所長 次長
	工業技術センター	所長 次長 総務課長
	窯業技術センター	所長 次長 総務課長
	総合水産試験場	場長 次長 管理部長 総務課長 船長
	農林技術開発センター	所長 副所長 管理部門長 総務課長 中山間営農研究室長 果樹・茶研究部門研究調整室長 茶業研究室長 畜産研究部門研究調整室長 病虫害発生予察室長
	東京事務所	所長 次長 総務課長 観光物産センター所長
	大阪事務所	所長
	計量検定所	所長
	食肉衛生検査所	所長 支所長
	福祉事務所	所長 福祉課長
	こども・女性・障害者支援センター	所長 次長 部長 総務課長
	清和寮	寮長
	こども医療福祉センター	所長 副所長 次長 総務課長 局長 看護部長
	高等技術専門校	校長 副校長 総務課長
	農業大学校	校長 副校長 次長
肉用牛改良センター	所長 総務課長	
石木ダム建設事務所	所長 次長 総務調整課長	
消防学校	校長 副校長	
出納局	会計管理者 課長 室長 企画監 総括課長補佐 総務調整班課長補佐	

教育委員会	本 庁	理事 政策監 教育次長 課長 室長 課に置く室の長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事 (人事担当) 総務課法務監察班参事 総括課長補佐 総務課総務人事班課長補佐 総務課法務監察班課長補佐 教職員課課長補佐 義務教育課課長補佐 (人事担当) 高校教育課課長補佐 (人事担当) 管理主事 教職員課係長 (人事担当) 義務教育課係長 (人事担当) 高校教育課係長 (人事担当) 総務課主任主事 (人事又は給与担当) 教職員課主任主事 (人事担当) 教職員課主事 (人事担当)
	長崎県埋蔵文化財センター	所長 総務課長
	長崎県対馬歴史研究センター	所長 課長
	教育センター	所長 副所長 総務課長
	長崎図書館	館長 副館長
	高等学校	校長 副校長 教頭 事務長 船長 機関長
	特別支援学校	校長 副校長 教頭 各部の主事 事務長
	県立中学校	校長 副校長 教頭 事務長
選挙管理委員会書記室	書記長 書記長補佐	
人事委員会事務局	局長 課長 総括課長補佐 課長補佐	
監査事務局	局長 課長 総括課長補佐	
労働委員会事務局	局長 課長 参事 総括課長補佐	

## 備考

- 1 船長とは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年長崎県人事委員会規則第2号）別表第1ウ海事職給料表級別標準職務表の備考2及び3に掲げる中型船舶（1種）及び中型船舶（2種）のうち総トン数50トン以上のものの船長をいう。
- 2 機関長とは、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1ウ海事職給料表級別標準職務表の備考2に掲げる中型船舶（1種）の機関長をいう。
- 3 農村整備課参事とは、計画調整班、技術情報班を除く参事をいう。
- 4 産業政策課総務・予算班係長とは、人事担当の係長1名をいう。
- 5 振興局課長とは、保健部の衛生環境課、地域保健課、衛生課及び環境課の課長、農林部の衛生課、防疫課及び検査課の課長、農林水産部の衛生課、防疫課及び家畜衛生課の課長、県中央振興局農林部課長並びに市町へ派遣されている課長を除く課長をいう。
- 6 振興局総務課総務調整班係長とは、人事担当の係長1名をいう。
- 7 振興局総務課総務班係長とは、人事担当の係長1名をいう。
- 8 環境保健研究センター次長とは、所長の職務について全般的に補佐する次長1名をいう。

5 県関係職員の状況

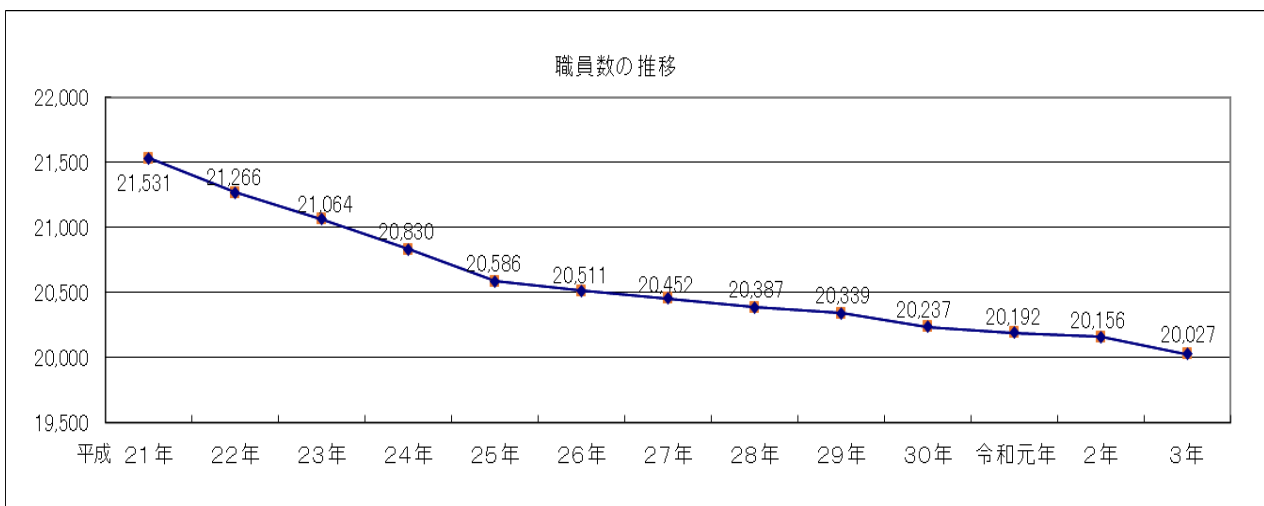
(1) 職員数の状況(各年4月1日現在)

(県新行政推進室調べ)

区分	29年	30年		元年		2年		3年		主な増減理由	
	職員数	対前年	職員数	対前年	職員数	対前年	職員数	対前年	職員数		
一般行政部門	議会	30	0	30	0	30	▲ 1	29	▲ 1	28	(減)業務の見直しに伴う減員
	総務	781	▲ 21	760	4	764	▲ 2	762	▲ 1	761	(減)業務の見直し等に伴う減員
	税務	207	0	207	▲ 3	204	▲ 4	200	▲ 3	197	(減)市町派遣の減等に伴う減員
	労働	80	4	84	▲ 3	81	3	84	▲ 1	83	(減)欠員に伴う減員
	農林水産	1,138	0	1,138	▲ 11	1,127	▲ 8	1,119	▲ 12	1,107	(減)組織の統廃合等に伴う減員
	商工	229	▲ 1	228	0	228	3	231	▲ 1	230	(減)他県派遣の減等に伴う減員
	土木	794	2	796	▲ 14	782	▲ 10	772	▲ 3	769	(減)他機関への派遣終了等に伴う減員
	民生	386	▲ 13	373	1	374	▲ 1	373	▲ 1	372	(減)業務の見直し等に伴う減員
	衛生	455	7	462	0	462	▲ 10	452	17	469	(増)新型コロナウイルス感染症対応に伴う増員
全体	4,100	▲ 22	4,078	▲ 26	4,052	▲ 30	4,022	▲ 6	4,016		
特別行政部門	教育	12,314	▲ 86	12,228	▲ 18	12,210	17	12,227	▲ 98	12,129	(減)児童・生徒数の減少等に伴う減員
	警察	3,552	▲ 4	3,548	9	3,557	▲ 14	3,543	2	3,545	(増)警察官及び一般職員の欠員補充
	全体	15,866	▲ 90	15,776	▲ 9	15,767	3	15,770	▲ 96	15,674	
公益企業部門	交通	367	0	367	▲ 9	358	▲ 13	345	▲ 20	325	(減)運転士等の減
	その他	6	10	16	▲ 1	15	4	19	▲ 7	12	(減)湾港事業会計廃止に伴う減員
	全体	373	10	383	▲ 10	373	▲ 9	364	▲ 27	337	
職員全体	20,339	▲ 102	20,237	▲ 45	20,192	▲ 36	20,156	▲ 129	20,027		

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除く。

(2) 職員数の推移



### 第3章 労働基準監督業務関係

#### 1 事業所の労働基準監督権限の職権行使者及び号別等決定

令和3年度に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第4章の適用を受ける地方公営企業以外の県の行う事業又は事務所は、次のとおりである（合計193事業所）。

##### （1）人事委員会が職権を行使する事業所（169事業所）

労働基準法 別表第1の号別等	事業所
第12号 (教育、研究調査)	消防学校 環境保健研究センター 工業技術センター 窯業技術センター 高等技術専門学校(2) 総合水産試験場 農林技術開発センター(3) 農業大学校 埋蔵文化財センター 対馬歴史研究センター 教育センター 長崎図書館 長崎図書館郷土課 中学校(3) 高等学校(分校を含む。)(56) 盲学校(寄宿舎を除く。) ろう学校(分教室を含み、寄宿舎を除く。)(2) 特別支援学校(分校及び分教室を含み、寄宿舎を除く。)(20) 警察学校 計 99事業所
別表第1に該当しない官公署	知事部局本庁 振興局(支所を含み、他の号別該当事業所を除く。)(8) 振興局水産業普及指導センター(2) 振興局ダム管理事務所(2) 長崎振興局税務部 県央振興局税務部(出張所を含む)(2) 県央振興局農林部西海事務所 県央振興局農林部衛生課、防疫課及び検査課 島原振興局農林水産部農業企画課及び各地域普及課 島原振興局農林水産部衛生課及び防疫課 県北振興局農林部農業企画課及び各地域普及課 県北振興局農林部衛生課及び防疫課 五島振興局農林水産部家畜衛生課 壱岐振興局農林水産部衛生課 対馬振興局農林水産部家畜衛生課 東京事務所 大阪事務所 計量検定所 福祉事務所(3) こども・女性・障害者支援センター(2) 清和寮 農林技術開発センター環境研究部門病虫害発生予察室 石木ダム建設事務所 教育庁本庁 議会事務局 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会書記室 海区漁業調整委員会事務局



労働基準法 別表第1の号別等	事 業 所
別表第1に該当し ない官公署	警察本部（他の号別該当事業所を除く。） 警察本部警備部機動隊 警察本部交通部運転免許管理課 警察本部交通部交通機動隊 警察本部交通部高速道路交通警察隊 警察署(22)
	計 70事業所

(2) 長崎労働局及び労働基準監督署が職権を行使する事業所（24事業所）

労働基準法 別表第1の号別	事 業 所
第3号 (土木、建築)	長崎振興局長崎港湾漁港事務所 県北振興局土木維持管理事務所(2) 対馬振興局建設部上県土木出張所
	計 4事業所
第7号 (畜産、水産)	栽培漁業センター 肉用牛改良センター
	計 2事業所
第13号 (保健、衛生)	振興局（支所を含む。）保健部(8) 食肉衛生検査所（支所を含む。）(3) こども医療福祉センター 開成学園
	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 特別支援学校寄宿舎(3)
	計 18事業所

2 特定機械等（ボイラー、第一種圧力容器及びクレーン等）の落成検査の実施状況  
令和3年度の落成検査の実績はなかった。

3 機械等設置届及び設置報告書の受理状況

令和3年度に受理した機械等設置届及び設置報告書は、次のとおりである。

種 別	事 業 所 名	種 類
小型ボイラー	長崎県立長崎鶴洋高等学校	多管式貫流形ボイラー
小型ボイラー	長崎県立長崎工業高等学校	多管式貫流形ボイラー

## 第4章 勤務時間・休暇・服務関係

### 1 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正状況

年 月 日	規 則 名	事 項
令3. 12. 28	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 1. 1施行)	○不妊治療休暇新設にかかる所要の改正
令3. 12. 28	職員の勤務時間、休暇等の運用についての一部改正 (令4. 1. 1施行)	○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の改正に伴う所要の改正

### 2 その他の規則等の制定・改正状況

年 月 日	規 則 名	事 項
令3. 12. 28	会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 1. 1施行)	○不妊治療休暇新設にかかる所要の改正 ○配偶者出産（出産補助）休暇及び育児参加のための休暇の新設にかかる所要の改正 ○産前休暇・産後休暇有給化に伴う所要の改正
令4. 3. 31	長崎県人事委員会事務局事務決裁規程 (令4. 3. 31施行)	○会計年度任用職員制度の創設に伴い、所要の改正を行うもの
令4. 3. 31	会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 4. 1施行)	○子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和にかかる所要の改正 ○介護休暇及び介護時間の取得要件の一部廃止にかかる所要の改正

### 3 公益的法人等への職員の派遣状況

(令和4年3月31日現在)

派遣先 (別表第1関係)	派遣人数	派遣先 (別表第2関係)	派遣人数
公益財団法人長崎ミュージアム振興財団	2	一般財団法人自治体国際化協会	1
公益財団法人長崎県産業振興財団	14	一般社団法人長崎県観光連盟	4
公益財団法人長崎県建設技術研究センター	2	一般社団法人長崎県貿易協会	1
公益財団法人長崎県育英会	1	一般社団法人九州観光推進機構	1
公益財団法人長崎県スポーツ協会	3	一般社団法人地方税電子化協議会	0
三公社関係 (長崎県土地開発公社・ 長崎県住宅供給公社・長崎県道路公社)	5	一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理 センター	2
長崎県公立大学法人	10		
公益財団法人長崎県農業振興公社	1		
公益財団法人長崎県国際交流協会	0		
地方公共団体金融機構	0		
小 計 (12法人)	38	小 計 (6法人)	9
派遣先 (別表第3関係)		長崎県央バス株式会社	39
合 計		(19法人)	86

※別表第1は県が出資している団体で、人事委員会規則で定めるもの

別表第2は別表第1のほか、当該団体の業務の全部又は一部が県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である団体で人事委員会規則で定めるもの

別表第3は県が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに県の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である株式会社で人事委員会規則で定めるもの

## 第5章 任用関係

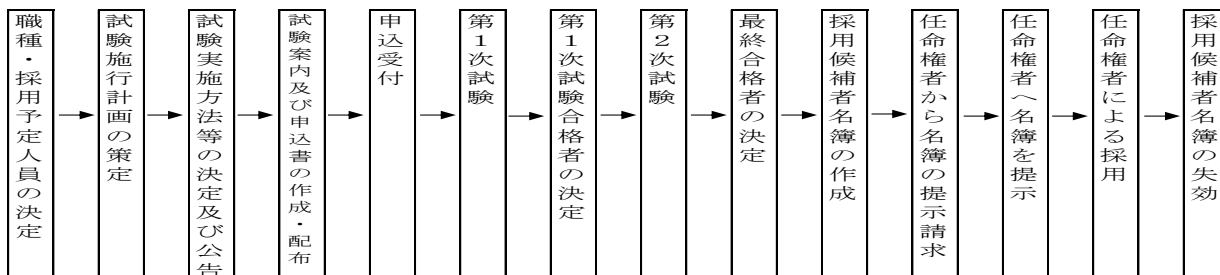
職員の任用は、地公法第13条（平等取扱の原則）、第15条（成績主義の原則）及び第56条（不利益取扱の禁止）その他の地公法の規定により行われなければならないが、任用の公正と能力主義の実現を目的としている。

また、地公法第17条（任命の原則）の規定により職員の採用及び昇任は、競争試験で実施しているが、人事委員会規則の規定により一定の条件のもと選考による採用及び昇任を行っている。

### 第1節 採用試験実施（競争試験）

#### 1 令和3年度採用試験実施状況

##### (1) 試験実施の流れ



##### (2) 令和3年度採用試験実施結果

区分	職種	申込者数	受験者数	受験率	採用 予定数	1次 合格者数	最終 合格者数	競争 倍率	採用数	
大卒	行政 A	184	150	81.5	24	60	37	4.1	22	
	行政 B	444	393	88.5	15	46	20	19.7	13	
	教育事務	86	77	89.5	25	47	31	2.5	24	
	警察事務	14	9	64.3	1	5	1	9.0	1	
	水産	17	14	82.4	5	10	6	2.3	4	
	農業	12	9	75.0	8	5	3	3.0	2	
	畜産	7	6	85.7	4	4	3	2.0	3	
	林業	2	2	100.0	1	1	1	2.0	1	
	農業士 木	2	2	100.0	2	1	1	2.0	0	
	土木 A	25	17	68.0	13	13	10	1.7	9	
	土木 B	8	5	62.5	5	3	1	5.0	1	
	建築	6	6	100.0	3	2	2	3.0	2	
	環境科学	化学系	4	4	100.0	2	3	2	2.0	3
		自然環境系	2	2	100.0		2	1		
		小計	6	6	100.0		5	3		
電気	6	4	66.7	2	3	2	2.0	1		
社会福祉	10	9	90.0	5	5	4	2.3	3		
計		829	709	85.5	115	210	125	5.7	89	
短卒	保育士	3	2	66.7	1	1	1	2.0	1	
	学校栄養職員	24	21	87.5	2	5	2	10.5	2	
	計	27	23	85.2	3	6	3	7.7	3	
高卒	一般事務	148	127	85.8	5	44	27	4.7	18	
	教育事務	28	25	89.3	4	9	5	5.0	5	
	警察事務	25	20	80.0	1	7	1	20.0	1	
	林業	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1	
	農業士 木	5	4	80.0	2	3	3	1.3	3	
	土木 木	23	21	91.3	11	16	12	1.8	9	
	建築	2	2	100.0	2	2	2	1.0	1	
計	232	200	86.2	26	82	51	3.9	38		
警官	警察官Ⅰ類（男性）	301	214	71.1	35	120	42	5.1	28	
	【一般（第1回）】	211	167	79.1	28	96	38	4.4	24	
	【一般（第2回）】	69	28	40.6	3	13	2	14.0	2	
	【サイバー】	5	4	80.0	2	4	1	4.0	1	
	【武道】	16	15	93.8	2	7	1	15.0	1	
	警察官Ⅲ類（男性）	298	234	78.5	28	92	32	7.3	24	
	警察官Ⅰ類（女性）	89	54	60.7	12	36	13	4.2	9	
	【一般（第1回）】	64	44	68.8	8	26	12	3.7	8	
	【一般（第2回）】	19	5	26.3	2	5	1	5.0	1	
	【サイバー】	1	1	100.0	1	1	0	—	0	
	【武道】	5	4	80.0	1	4	0	—	0	
警察官Ⅲ類（女性）	110	87	79.1	8	31	12	7.3	7		
計	798	589	73.8	83	279	99	5.9	68		
合計	1,886	1,521	80.6	227	577	278	5.5	198		

### (3) 令和3年度長崎県職員採用試験実施状況

試験区分	試験職種	受験資格	試験案内・申込用紙配布開始日(公告日)	受付期間	試験日		試験種目	合格発表日
大学卒業程度	行政B	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。【学歴不問】または平成12年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者。(令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を含む)	2月9日(火)	3月1日(月)~3月19日(金)	第1次	4月18日(日)	SPI3(基礎能力検査)	4月26日(月)
	行政A 教育事務 警務 警務産 水産産 農畜産 林業土 業土木 土木A 土木B 建築学 環境科 学 電気社 会福祉	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者。【学歴不問】または平成12年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者。(令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を含む) ※上記以外の要件として「社会福祉」は社会福祉主事の任用資格取得者または取得見込みの者。	4月16日(金)	5月3日(月・祝)~5月21日(金)	第2次	5月13日(木)・25日(火)~28日(金)	適性検査・論文試験・フレッシオンシート作成・人物試験	6月14日(月)
					第1次	6月20日(日)	教養試験・専門試験(土木Bを除く) SPI3(基礎能力検査)・専門試験(土木Bのみ)	7月5日(月)
					第2次	7月13日(火)・28日(水)~30日(金)、8月2日(月)、3日(火)	適性検査・論文試験又は専門論述試験・人物試験	8月23日(月)
短大卒業程度	保育士	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で保育士の資格を有する者。(令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む)	7月6日(火)	8月2日(月)~8月13日(金)	第1次	9月26日(日)	教養試験・専門試験	10月4日(月)
	学校栄養職員	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で栄養士の資格を有する者。(令和4年3月31日までに取得見込みの者を含む)			第2次	10月20日(水)・26日(火)、29日(金)	適性検査・論文試験・人物試験	11月15日(月)
高校卒業程度	一般事務 教育事務 警務 警務業 林業土 業土木 土木 建築	平成12年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者または令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を除く。	7月6日(火)	8月2日(月)~8月13日(金)	第1次	9月26日(日)	教養試験 専門試験(林業・農業土木・土木・建築)	10月4日(月)
					第2次	10月20日(水)・26日(火)~29日(金)、31日(日)	適性検査・作文試験 人物試験	11月15日(月)
警察官	警察官I類(男性) 【第1回】 【一般】 【#イハ-】 【武道】 【第2回】 【一般】	【一般】 平成3年4月2日以降に生まれた男性で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者。(令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を含む) 【サイバー】 【武道】	【第1回】 4月16日(金) 【第2回】 7月6日(火)	【第1回】 5月3日(月・祝)~5月21日(金) 【第2回】 8月2日(月)~8月13日(金)	第1次	【第1回】 7月11日(日) 【第2回】 9月19日(日)	教養試験 選択試験(【#イハ-】 【武道】のみ)	【第1回】 7月19日(月) 【第2回】 10月4日(月)
		【学歴不問】 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた男性。【学歴不問】または平成12年4月2日以降に生まれた男性で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者。(令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を含む)			第2次	【第1回】 8月11日(水)~13日(金)・24日(火)~27日(金) 【第2回】 11月9日(火)、10日(水)・17日(水)	適性検査・論文試験 体力試験・人物試験 身体等検査	【第1回】 9月13日(月) 【第2回】 12月13日(月)
	警察官I類(女性) 【第1回】 【一般】 【#イハ-】 【武道】 【第2回】 【一般】	【一般】 平成3年4月2日以降に生まれた女性で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者。(令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を含む) 【サイバー】 【武道】	【第1回】 4月16日(金) 【第2回】 7月6日(火)	【第1回】 5月3日(月・祝)~5月21日(金) 【第2回】 8月2日(月)~8月13日(金)	第1次	【第1回】 7月11日(日) 【第2回】 9月19日(日)	教養試験 選択試験(【#イハ-】 【武道】のみ)	【第1回】 7月19日(月) 【第2回】 10月4日(月)
		【学歴不問】 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた女性。【学歴不問】または平成12年4月2日以降に生まれた女性で学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者。(令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を含む)			第2次	【第1回】 8月11日(水)~13日(金)・25日(水)、26日(木) 【第2回】 11月9日(火)、10日(水)・17日(水)	適性検査・論文試験 体力試験・人物試験 身体等検査	【第1回】 9月13日(月) 【第2回】 12月13日(月)
	警察官III類(男性)	平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者または令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を除く。	7月6日(火)	8月2日(月)~8月13日(金)	第1次	10月17日(日)	教養試験	10月25日(月)
					第2次	11月9日(火)~11日(木)・17日(水)~19日(金)、22日(月)	適性検査・作文試験 体力試験・人物試験 身体等検査	12月13日(月)
警察官III類(女性)	平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した者または令和4年3月31日までに卒業見込みの者及び人事委員会が同等の資格があると認める者を除く。	7月6日(火)	8月2日(月)~8月13日(金)	第1次	10月17日(日)	教養試験	10月25日(月)	
				第2次	11月9日(火)~11日(木)・17日(水)、18日(木)	適性検査・作文試験 体力試験・人物試験 身体等検査	12月13日(月)	

(4) 令和3年度採用試験（第1次）会場別受験者数

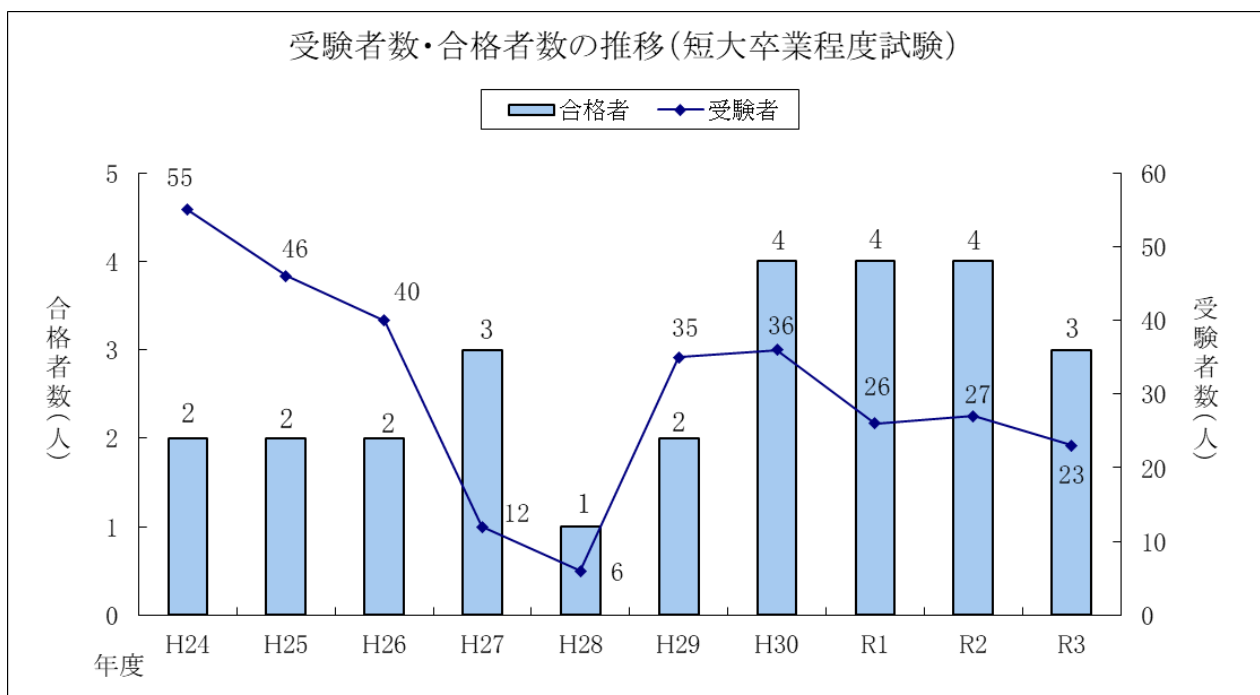
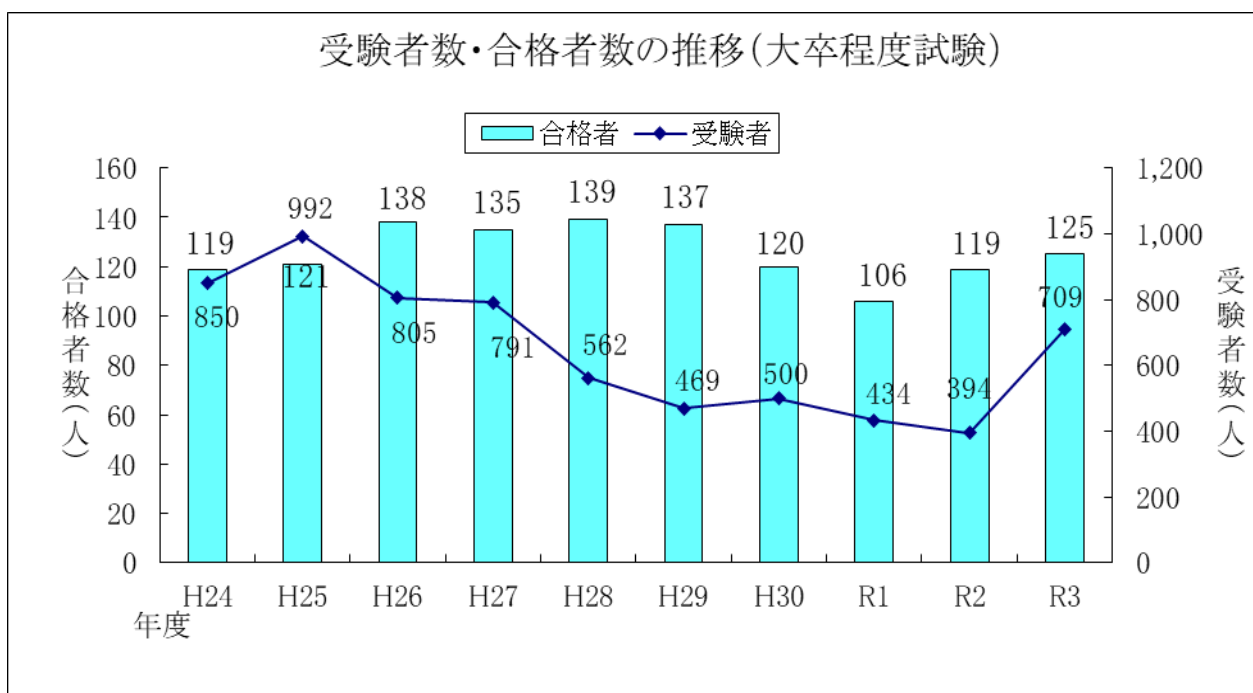
	職 種	試験地	会 場	月／日	受験者数	
					R 3	R 2
大卒程度	事務（行政B）	長 崎	長崎県庁 長崎新聞文化ホール	4/18	332	—
		東 京	CIVI研修センター日本橋		33	—
		大 阪	CIVI研修センター新大阪東		28	—
	事務（行政Bを除く）・技術	長 崎	長崎県庁 ホテルニュー長崎 長崎新聞文化ホール	6/20	294	351
		東 京	CIVI研修センター日本橋		13	23
		大 阪	CIVI研修センター新大阪東		9	20
警 察 官	I 類（男性・女性） 【一般】〔第1回〕	長 崎	長崎県庁 ホテルセントヒル長崎	7/11	187	193
	I 類（男性・女性） 【選択（#ハイパー・武道）】	長 崎	長崎県警察本部		24	16
	I 類（男性・女性） 【一般】〔第2回〕	長 崎	長崎県庁 長崎県警察本部	9/19	33	38
短卒程度	技術	長 崎	長崎県庁	9/26	18	15
		佐世保	長崎県立大学（佐世保校）		5	12
高卒程度	事務・技術	長 崎	長崎県庁 長崎新聞文化ホール	9/26	139	172
		佐世保	長崎県立大学（佐世保校）		45	51
		島 原	島原振興局		8	11
		下五島	五島振興局		0	1
		上五島	五島振興局上五島支所		1	3
		壱 岐	壱岐振興局		3	2
		対 馬	対馬振興局		4	4
警 察 官	Ⅲ類（男性・女性）	長 崎	長崎県庁 長崎県警察本部 長崎県総合福祉センター	10/17	198	190
		佐世保	長崎県立大学（佐世保校）		84	95
		島 原	島原振興局		24	16
		下五島	五島振興局		2	3
		上五島	五島振興局上五島支所		1	1
		壱 岐	壱岐振興局		8	3
		対 馬	対馬振興局		4	12

※職種・会場・月日は、令和3年度実施のものであり、前年度と必ずしも同じではない。

(5) 職員募集の広報の状況次第

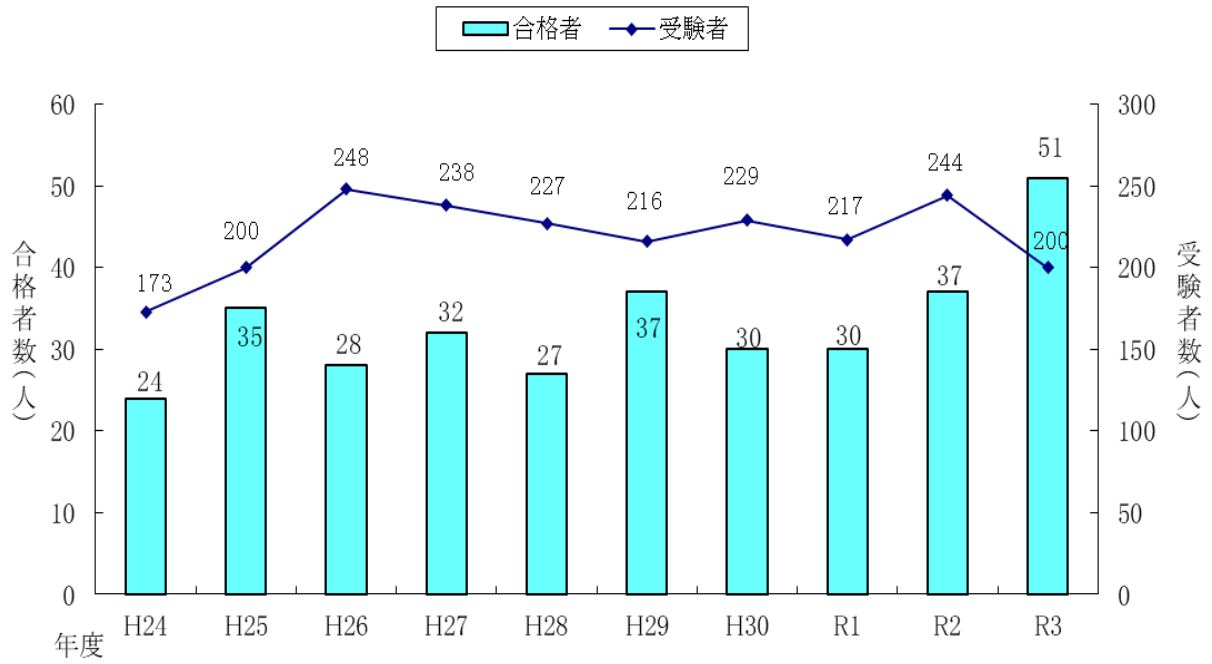
	時 期	媒 体
総合情報誌	令3.4.13	3,500部を県市町・ハローワーク・学校等へ配布
ポスター	令3.4.13	120枚を県市町・ハローワーク等へ配布
新聞	令3.4.29	長崎新聞、西日本新聞 県からのお知らせ
	令3.5.2	長崎新聞 紙面広告
	令3.7.22	長崎新聞、西日本新聞 県からのお知らせ
	令3.9.2	長崎新聞、西日本新聞 県からのお知らせ
	令4.2.22	長崎新聞、西日本新聞 県からのお知らせ
	令4.3.6	長崎新聞、西日本新聞 紙面広告
県広報	令3.4.26～4.30	NBCラジオ 県庁タイムス
	令3.5月号	全世帯広報誌 つたえる県ながさき「情報ひろば」
	令3.8月号	全世帯広報誌 つたえる県ながさき「情報ひろば」
	令3.7.19～7.23	NBCラジオ 県庁タイムス
	令3.8.30～9.3	NBCラジオ 県庁タイムス
	令4.2.21～2.25	NBCラジオ 県庁タイムス
	令4.3月号	全世帯広報誌 つたえる県ながさき「情報ひろば」
説明会 (人事委員会事務局主催)	令4.1.7	長崎県職員Webおしごとトーク2022(職種別)
採用ガイダンス (人事委員会事務局主催)	令4.3.11	長崎県職員Web採用ガイダンス&座談会
説明会	令3.4.26	九州大学 九州大学地方公務員採用試験リモート説明会
	令3.10.27	長崎県立大学 NAGASAKI県立大学OBOG座談会
	令3.12.2	山口大学 オンラインながさき研究会
	令3.12.5	NAGASAKIしごとみらい博
	令3.12.7	長崎北高 未来人財セミナー(出前授業)
	令3.12.15	長崎県立大学 オンライン職種別業界セミナー
	令3.12.25	大学生協公務員合同業務説明会(オンライン)
	令3.12.27	長崎県庁の仕事と魅力発見セミナー
	令4.1.27	東京アカデミー長崎校 出張業務説明会
	令4.1.31	立命館大学 キャリアフォーラム(オンライン)
	令4.2.10	LEC日野校 業務説明会
	令4.2.14	宮崎大学 合同企業・業界研究セミナー(オンライン)
	令4.3.2	熊本大学 学内企業・公務員説明会(オンライン)
	令4.3.4	マイナビ 就活セミナー
	令4.3.8	リクナビ 合同企業説明会
	令4.3.10	鹿児島大学 個別企業説明会(オンライン)
	令4.3.16	北九州市立大学 学内個別企業説明会(オンライン)
	令4.3.22	長崎公務員専門学校 業務説明会
	令4.3.23	ハムなび オンライン公務員フォーラム
	令4.3.31	福岡大学 学内個別企業説明会(オンライン)
インターネット	通年	県ホームページ(人事委員会事務局)
	通年	職員採用ポータルサイト
	通年	人事委員会事務局フェイスブック
	通年	人事委員会事務局ツイッター
	令3.4月～5月	転職者向け就職情報サイト「マイナビ転職」
	令3.4月～5月	転職者向け就職情報サイト「リクナビNEXT」
	令3.4月～10月	新卒・既卒向け就職情報サイト「マイナビ2022」
	令3.4月～10月	新卒・既卒向け就職情報サイト「リクナビ2022」
	令3.5月～8月	ながさき県内就職応援サイト「Nなび」
	令4.2月～3月	ながさき県内就職応援サイト「Nなび」
	令4.2月～3月	新卒・既卒向け就職情報サイト「マイナビ2023」
	令4.2月～3月	新卒・既卒向け就職情報サイト「リクナビ2023」

2 過去の採用試験の状況及び推移

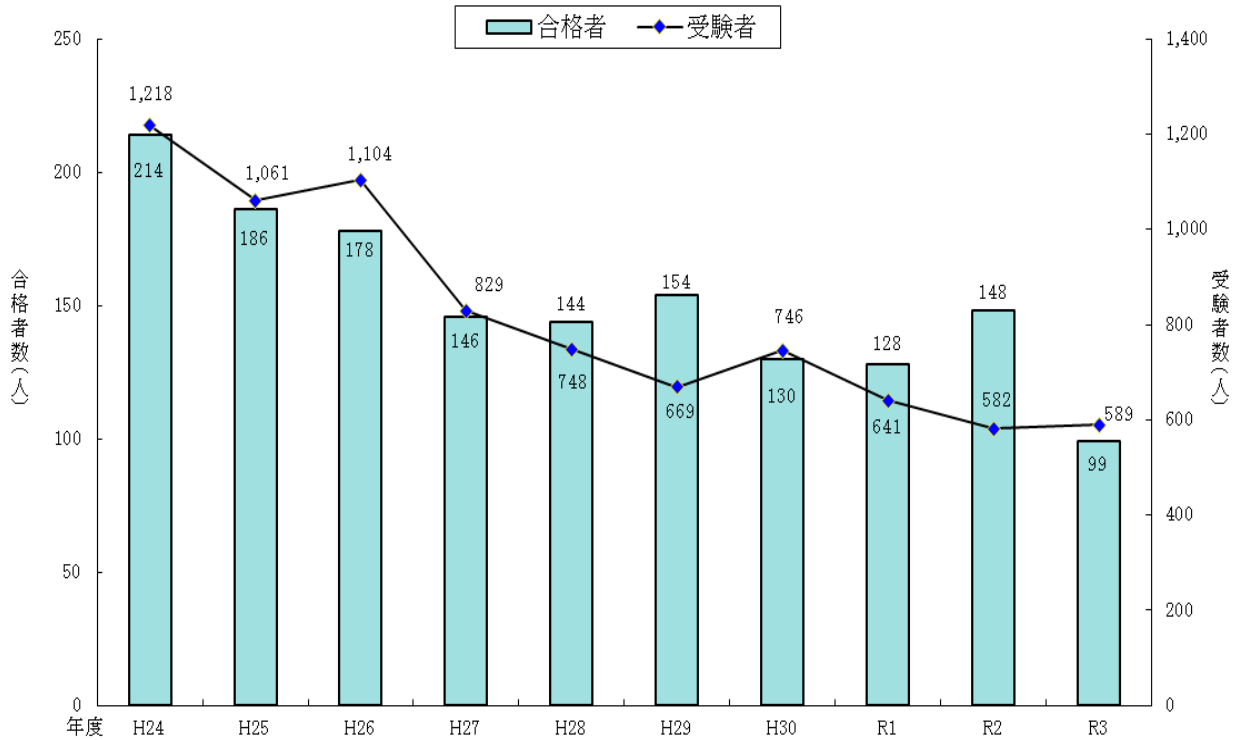




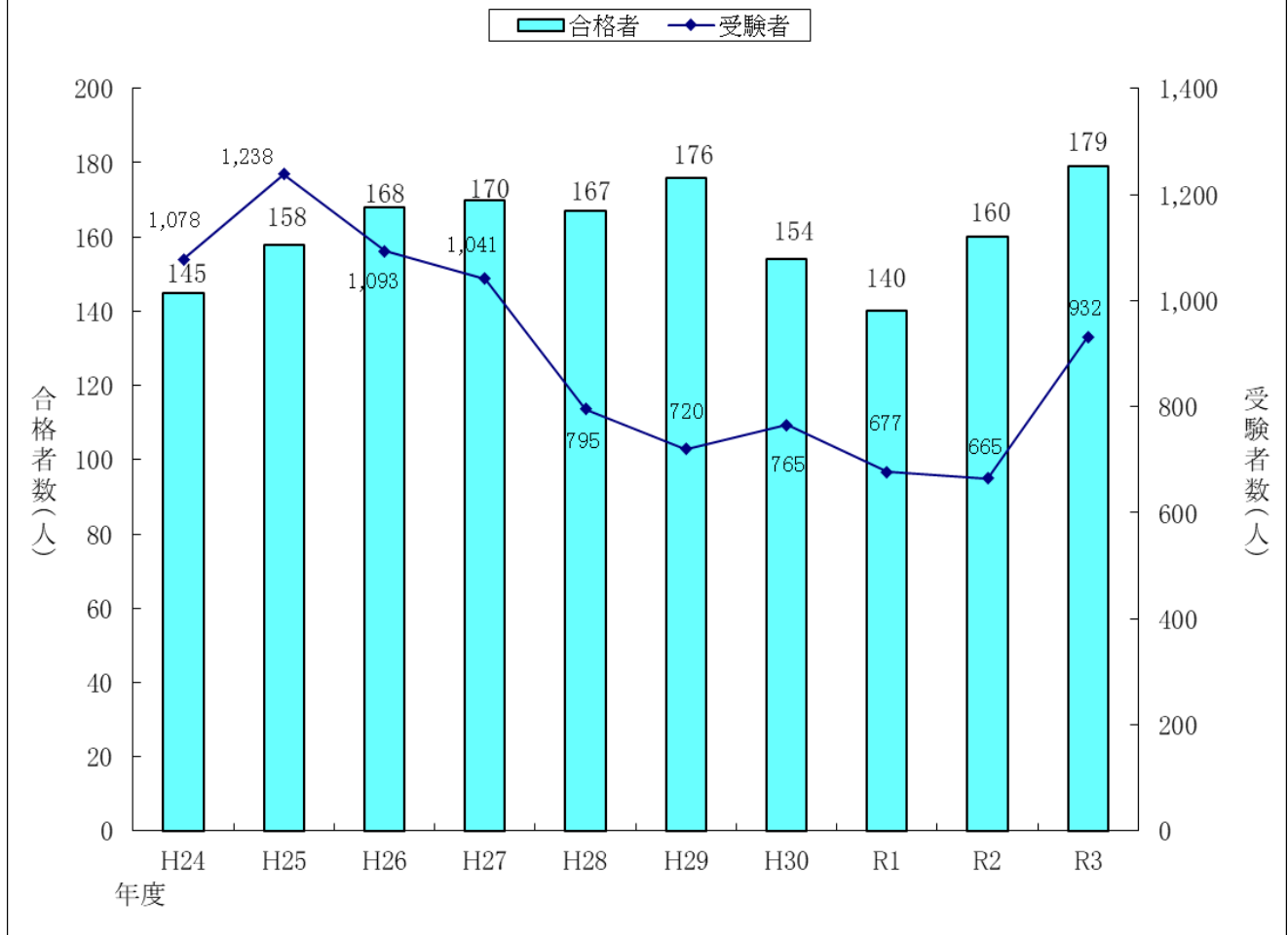
受験者数・合格者数の推移(高校卒業程度試験)



受験者数・合格者数の推移(警察官採用試験)



大卒・短大卒・高卒程度試験における受験者数・合格者数の推移



3 職員の任用に関する規則等の改正状況

なし

## 第2節 採用選考

### 1 選考により採用することができる職の指定状況（令和3年度）

人事委員会が認める職

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ・ 社会福祉（民間企業等職務経験者）    | 令和3年4月承認    |
| ・ 一般事務、土木、建築（就職氷河期世代） | 令和3年6月承認    |
| ・ 教育事務（就職氷河期世代）       | 令和3年6月承認    |
| ・ 警察官（海技士）            | 令和3年5月、7月承認 |
| ・ 警察官（サイバー犯罪特別捜査官）    | 令和3年7月承認    |

（参考）

#### ○ 選考により採用することができる職（昭和49.10.15人事委員会告示第2号）

職員の任用に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第10号。以下「任用規則」という。）第39条の規定に基づき、選考により採用することができる職を次のように定める。

なお、選考により採用又は昇任させる職（昭和33年長崎県人事委員会告示第1号）は、廃止する。

選考により採用することができる職

#### 1 任用規則第4条第4号に掲げる職

##### （1）免許を必要とする職

医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士  
作業療法士 言語聴覚士 保健師 看護師 准看護師 職業訓練指導員 海技従事者  
無線従事者 ヘリコプター操縦士

##### （2）資格を必要とする職

司書 児童自立支援専門員 児童生活支援員 学芸員 心理判定及び相談調査に従事する者

##### （3）学識又は経験等を必要とする職

通訳又は翻訳に従事する者 速記に従事する者 文化財保護に従事する者 研究員  
海技従事者 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される者

#### 2 任用規則第4条第4号及び第7号に掲げる職

1に掲げる職以外の職でこれらに類する職と人事委員会が認めるもの

2 採用選考の実施状況（令和3年度）

区 分	職 名	人数（人）
免許を必要とする職	医師	3
	歯科医師	
	獣医師	5
	薬剤師	4
	診療放射線技師	
	臨床検査技師	
	理学療法士	
	作業療法士	1
	言語聴覚士	
	保健師	8
	看護師	
	准看護師	
	職業訓練指導員	1
	海技従事者	4
	無線従事者	
ヘリコプター操縦士		
	26	
資格を必要とする職	司書	
	児童自立支援専門員	
	児童生活支援員	
	学芸員	
	心理判定及び相談調査に従事する者	7
	7	
学識又は経験等を必要とする職	通訳又は翻訳に従事する者	
	速記に従事する者	
	文化財保護に従事する者	2
	研究員	3
	海技従事者	
	地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第57条に規定する単純な労務に雇用される者	16
	21	
人事委員会が認める職	身体、精神及び知的障害を対象とした一般事務	2
	身体、精神及び知的障害を対象とした教育事務	1
	身体、精神及び知的障害を対象とした警察事務	
	行政（民間企業等職務経験者）	5
	社会福祉、土木、建築（民間企業等職務経験者）	4
	行政（海外活動等経験者）	
	一般事務（就職氷河期世代）	4
	建築（就職氷河期世代）	1
	教育事務（就職氷河期世代）	1
	警察官（海技士）	1
	警察官（サイバー犯罪特別捜査官）	1
	20	
人事交流等	63	
合 計	137	

## (部局別内訳)

部局名	職 名	人数 (人)
知 事	医師	3
	獣医師	5
	薬剤師	4
	作業療法士	1
	保健師	8
	職業訓練指導員	1
	海技従事者	3
	心理判定及び相談調査に従事する者	7
	研究員	3
	現業職員（農事員・窯業技術員）	2
	身体、精神及び知的障害を対象とした一般事務	2
	行政（民間企業等職務経験者）	5
	社会福祉、土木、建築（民間企業等職務経験者）	4
	一般事務（就職氷河期世代）	4
	建築（就職氷河期世代）	1
人事交流等	20	
	73	
警 察 本 部	警察官（海技士）	1
	警察官（サイバー犯罪特別捜査官）	1
	人事交流等	23
	25	
教育委員会	文化財保護に従事する者	2
	海技従事者	1
	身体、精神及び知的障害を対象とした教育事務	1
	教育事務（就職氷河期世代）	1
	人事交流等	20
	25	
交 通 局	運転技師	14
		14
合 計		137

### 第3節 民間企業等職務経験者の採用

#### 1 民間企業等職務経験者採用選考

優秀で多様な人材の確保のために、民間の感覚・発想・手法を備えた、高度な専門的知識や能力を有する民間企業等職務経験者の採用選考を、平成12年度から実施している。

年度	職 種	応募者	合格者	実務経験	年齢制限	職 務 内 容
H21	一般事務（補佐・係長級）	12	1	10年以上	～60未満	物産振興
	一般事務（係長級・主事）	10	なし	5年以上	〃	商工振興
	土木職（補佐・係長級）	32	1	15年以上	〃	施設管理
	建築職（補佐・係長級）	1	1	10年以上	〃	構造審査
	電気職（補佐・係長級）	0	なし	15年以上	〃	ダム管理
	〃	0	なし	10年以上	〃	設備審査
	機械設備職（補佐・係長級）	3	なし	10年以上	〃	建築確認審査等
H22	電気職（補佐・係長級）	0	なし	15年以上	～60未満	ダム管理
H23	土木職（補佐・係長級）	3	2	15年以上	～60未満	調査・設計・現場管理等
	建築職（係長級・技師）	1	1	10年以上	～60未満	設計・工事監理
H28	行政（主任主事級以下）	98	3	5年以上	～59未満	一般行政事務
H29	行政（主任主事級以下）	76	3	5年以上	～59未満	一般行政事務
H30	行政（主任主事級以下）	128	3	5年以上	～59未満	一般行政事務
R1	行政（主任主事級以下）	134	4	5年以上	～59未満	一般行政事務
	社会福祉（主任主事級以下）	7	1			相談対応・企画立案等
R2	行政（主任主事級以下）	126	6	5年以上	～59未満	一般行政事務
	社会福祉（主任主事級以下）	5	1			相談対応・企画立案等
	土木（主任技師級以下）	3	2			指導、監督、設計等
R3	行政（主任主事級以下）	97	7	5年以上	～59未満	一般行政事務
	社会福祉（主任主事級以下）	5	1			相談対応・企画立案等
	土木（主任技師級以下）	4	2			指導、監督、設計等
	建築（主任技師級以下）	1	1			指導、監督、設計等

※平成24年度から平成27年度までは、採用選考の実績なし

※年齢制限は、試験実施年度の4月1日時点の年齢。

#### 2 海外活動等経験者採用選考

グローバルな視点を持った国際経験豊富な人材を確保するため、海外活動経験者を対象とした採用選考を平成28年度から実施している。

年度	職 種	応募者	合格者	実務経験	年齢制限	職 務 内 容
H28	行政（主任主事級以下）	11	1	1年以上	～59未満	一般行政事務
H29	行政（主任主事級以下）	9	1	1年以上	～59未満	一般行政事務
H30	行政（主任主事級以下）	17	1	1年以上	～59未満	一般行政事務
R1	行政（主任主事級以下）	17	1	1年以上	～59未満	一般行政事務
R2	行政（主任主事級以下）	24	4	1年以上	～59未満	一般行政事務
R3	行政（主任主事級以下）	10	0	1年以上	～59未満	一般行政事務

※年齢制限は、試験実施年度の4月1日時点の年齢。

3 任期付職員の採用選考

専門的な知識経験又は優れた見識を有する者の任期付採用を、平成14年度から実施している。

年 度	採 用 す る 職	任 期	備 考
28	長崎県職員（主事）（法務担当）	H28. 8. 1 ～H30. 3. 31（1年8か月間）	更新
	長崎県職員（技師）（土木）	H28. 10. 1 ～H29. 3. 31（6か月間）	
	長崎県職員（技師）（土木）	H28. 10. 1 ～H29. 3. 31（6か月間）	
	長崎県職員（技師）（土木）	H28. 10. 1 ～H29. 3. 31（6か月間）	
	壱岐高校中国語講師	H29. 4. 1 ～H30. 3. 31（1年間）	
	工業技術センターグリーンニュー ディール技術開発支援室 専門幹	H29. 4. 1 ～H31. 3. 31（2年間）	
	工業技術センターグリーンニュー ディール技術開発支援室 専門幹	H29. 4. 1 ～H31. 3. 31（2年間）	
	工業技術センターグリーンニュー ディール技術開発支援室 係長	H29. 4. 1 ～H31. 3. 31（2年間）	
	長崎県職員（技師）（土木）	H29. 4. 1 ～H30. 3. 31（1年間）	
	長崎県職員（技師）（土木）	H29. 4. 1 ～H30. 3. 31（1年間）	
	長崎県職員（技師）（土木）	H29. 4. 1 ～H30. 3. 31（1年間）	
	長崎県職員（技師）（土木）	H29. 4. 1 ～H30. 3. 31（1年間）	
長崎県職員（技師）（土木）	H29. 4. 1 ～H30. 3. 31（1年間）		
長崎県職員（技師）（土木）	H29. 4. 1 ～H30. 3. 31（1年間）		
文化財保護に従事する者	H29. 4. 1 ～H31. 3. 31（2年間）		
29	長崎東高校英語講師	H30. 4. 1 ～H31. 3. 31（1年間）	更新
	壱岐高校中国語講師	H30. 4. 1 ～H31. 3. 31（1年間）	更新
	対馬高校韓国語講師	H30. 4. 1 ～H31. 3. 31（1年間）	
	工業技術センター所長	H30. 4. 1 ～H33. 3. 31（3年間）	更新
	危機管理課参事	H30. 4. 1 ～H32. 3. 31（2年間）	
	総務文書課参事（法務担当）	H30. 4. 1 ～H31. 3. 31（1年間）	
30	長崎東高校英語講師	H31. 4. 1 ～ R4. 3. 31（3年間）	更新
	対馬高校韓国語講師	H31. 4. 1 ～ R2. 3. 31（1年間）	
	対馬高校韓国語講師	H31. 4. 1 ～ R3. 3. 31（2年間）	
	壱岐高校中国語講師	H31. 4. 1 ～ R2. 3. 31（1年間）	
	総務文書課参事（法務担当）	H31. 4. 1 ～ R3. 3. 31（2年間）	
	産業労働部政策監	H31. 4. 1 ～ R3. 3. 31（2年間）	

年度	採用する職	任期	備考
31	危機管理課参事 対馬高校韓国語講師 長崎振興局保健部長	R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31 (3年間) R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31 (1年間) R2. 4. 1 ~ R5. 3. 31 (3年間)	更新
2	壱岐高校中国語講師 壱岐高校中国語講師 対馬高校韓国語講師 総務文書課参事(法務担当) 工業技術センター所長 産業労働部政策監	R2. 12. 24~ R3. 3. 31 (4か月間) R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31 (1年間) ※ R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31 (1年間) R3. 4. 1 ~ R6. 3. 31 (3年間) R3. 4. 1 ~ R4. 3. 31 (1年間) R3. 4. 1 ~ R5. 3. 31 (2年間)  ※新型コロナウイルス感染症の影響により渡航できず、採用できなかった。	更新 更新 更新 更新
3	対馬振興局保健部長 対馬高校韓国語講師 工業技術センター所長 長崎東高校英語講師 長崎図書館長 壱岐高校中国語講師	R3. 6. 1 ~ R8. 3. 31 (4年10か月間) R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 (1年間) R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 (1年間) R4. 4. 1 ~ R7. 3. 31 (3年間) R4. 4. 1 ~ R7. 3. 31 (3年間) R4. 4. 1 ~ R5. 3. 31 (1年間) ※  ※新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の任用開始日に着任できていないため、任用期間を変更予定。	更新 更新



#### 第4節 昇任試験

##### (1) 令和3年度昇任試験実施結果

	受験者数 人	合格者数			最終合格率 %
		第1次試験 人	第2次試験 人	第3次試験 人	
警部昇任試験	463	111	50	35	7.5
警部補昇任試験	615	148	86	65	10.6
巡査部長昇任試験	718	155	100	80	11.1

##### (2) 令和3年度昇任試験実施日

	第1次試験	第2次試験	第3次試験
警部昇任試験	令 3.4.13	令 3.4.22	令 3.6.9
警部補昇任試験	令 3.4.13	令 3.4.26	令 3.6.1～2
巡査部長昇任試験	令 3.4.14	令 3.4.27	令 3.6.7～8

#### 第5節 昇任選考の実施状況（令和3年度）

(人)

部 局 名	人事委員会選考分						委 任 分			
	主任主事級	係長級	課長補佐級	課長級	次長級	部長級	主任主事級	巡査部長	警部補	警部
知 事		89	132	62	16	3	94			
議 会		1	2			1	1			
人 事 委 員 会	1									
監 査 事 務 局			1		1					
選 挙 管 理 委 員 会										
県南部海区漁業調整委員会										
県北部海区漁業調整委員会		1								
対馬海区漁業調整委員会										
五島海区漁業調整委員会										
教 育 委 員 会		5	4	5	1		6			
学 校		5	26	5			15			
警 察 本 部		11	8	3	23		15			
交 通 局		3	1	1						
合 計	1	115	174	76	41	4	131	0	0	0

## 第6章 給与関係

人事委員会は、職員の給与水準の検討に当たり、毎年4月時点で職員給与の実態、民間事業従事者の給与について調査を実施し、国及び他の地方公共団体の職員の給与、生計費並びに人事院勧告等職員の給与等の決定に関係がある諸種の要件について調査検討を行い、職員の給与について報告及び勧告を行っている。

### 1 職員給与の実態

#### (1) 職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	職員数		平均年齢		平均経験年数
	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	
全給料表	人 18,704	人 18,551	歳 43.3	歳 43.1	年 20.9
行政職給料表	4,266	4,232	42.4	42.2	20.6
公安職給料表	3,059	3,056	38.1	38.0	16.7
海事職給料表	80	79	45.0	45.3	25.7
教育職給料表(二)	3,212	3,190	44.6	44.5	21.9
教育職給料表(三)	7,528	7,432	45.4	45.0	22.4
研究職給料表	181	177	43.0	43.0	19.5
医療職給料表(一)	23	24	46.3	47.5	21.3
医療職給料表(二)	234	235	43.2	43.2	19.4
医療職給料表(三)	121	126	43.4	43.0	20.7

#### (2) 職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他	合計
全給料表	円 356,252 (355,383)	円 10,495	円 3,875 (3,865)	円 5,144	円 6,117	円 8,787 (8,778)	円 390,670 (389,782)
行政職給料表	324,787 (323,918)	10,470	6,229 (6,210)	6,264	5,711	6,802 (6,798)	360,263 (359,371)
公安職給料表	321,712 (321,475)	14,909	4,695 (4,690)	1,603	4,906	7,613 (7,611)	355,438 (355,194)
海事職給料表	363,405 (362,760)	14,690	9,276 (9,257)	3,251	1,146	7,791 (7,791)	399,559 (398,895)
教育職給料表(二)	383,685 (383,105)	10,716	2,262 (2,258)	3,590	7,766	6,812 (6,805)	414,831 (414,240)
教育職給料表(三)	376,223 (374,951)	8,624	2,636 (2,629)	6,608	6,246	10,384 (10,367)	410,721 (409,425)
研究職給料表	369,320 (369,061)	11,280	2,650 (2,648)	5,379	6,939	592 (592)	396,160 (395,899)
医療職給料表(一)	508,342 (501,186)	6,313	89,910 (88,765)	47,283	5,833	273,885 (273,815)	931,566 (923,195)
医療職給料表(二)	348,531 (348,054)	11,434	2,711 (2,707)	3,356	5,026	16,399 (16,393)	387,457 (386,970)
医療職給料表(三)	340,857 (340,578)	4,425	3,027 (3,024)	2,545	3,879	7,223 (7,208)	361,956 (361,659)

(注) 1 「給料」には、給料の調整額、教職調整額、平成18年の給料表切替えに伴う経過措置額を含む。

2 「その他」は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等である。

3 ( )内は、特例条例に基づく減額後の額を示す。

2 民間給与の実態

(1) 職種別民間給与実態調査の実施状況（令和3年）

項目	状 況			備 考																																																																								
調 査 対 象	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所																																																																											
調査事業所数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業所数</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業所数</td> <td>376事業所 (国) 54,157</td> <td>47,416人</td> </tr> <tr> <td>標本事業所数</td> <td>144事業所 (国) 11,803</td> <td>24,427人</td> </tr> <tr> <td>調査完了事業所数 (うち)</td> <td>121事業所 (国) 9,583</td> <td>19,957人</td> </tr> <tr> <td>  人事委員会調査</td> <td>89事業所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  人事院等調査</td> <td>32事業所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	事業所数	従業員数	対象事業所数	376事業所 (国) 54,157	47,416人	標本事業所数	144事業所 (国) 11,803	24,427人	調査完了事業所数 (うち)	121事業所 (国) 9,583	19,957人	人事委員会調査	89事業所		人事院等調査	32事業所		調査不能 23事業所																																																						
区分	事業所数	従業員数																																																																										
対象事業所数	376事業所 (国) 54,157	47,416人																																																																										
標本事業所数	144事業所 (国) 11,803	24,427人																																																																										
調査完了事業所数 (うち)	121事業所 (国) 9,583	19,957人																																																																										
人事委員会調査	89事業所																																																																											
人事院等調査	32事業所																																																																											
○調査完了事業所の地域別状況																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>事業所数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">県南</td> <td>長崎</td> <td>54</td> <td>44.6</td> </tr> <tr> <td>西海</td> <td>4</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>西彼</td> <td>6</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>諫早</td> <td>12</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>大村</td> <td>9</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>島原</td> <td>3</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>雲仙</td> <td>3</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>南島原</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>91</td> <td>75.2</td> </tr> </tbody> </table>		地域	事業所数	割合	県南	長崎	54	44.6	西海	4	3.3	西彼	6	5.0	諫早	12	9.9	大村	9	7.4	島原		3	2.5	雲仙	3	2.5	南島原	0	0.0	小計	91	75.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>事業所数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">県北</td> <td>佐世保</td> <td>15</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>東彼</td> <td>6</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>平戸</td> <td>1</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>松浦</td> <td>4</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>北松</td> <td>1</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>27</td> <td>22.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">離島</td> <td>五島</td> <td>1</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>壱岐</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>対馬</td> <td>0</td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>南松</td> <td>2</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>3</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		地域	事業所数	割合	県北	佐世保	15	12.4	東彼	6	5.0	平戸	1	0.8	松浦	4	3.3	北松	1	0.8	小計	27	22.3	離島	五島	1	0.8	壱岐	0	0.0	対馬	0	0.0	南松	2	1.7	小計	3	2.5	合計	121	100.0
地域	事業所数	割合																																																																										
県南	長崎	54	44.6																																																																									
	西海	4	3.3																																																																									
	西彼	6	5.0																																																																									
	諫早	12	9.9																																																																									
	大村	9	7.4																																																																									
	島原	3	2.5																																																																									
	雲仙	3	2.5																																																																									
	南島原	0	0.0																																																																									
	小計	91	75.2																																																																									
地域	事業所数	割合																																																																										
県北	佐世保	15	12.4																																																																									
	東彼	6	5.0																																																																									
	平戸	1	0.8																																																																									
	松浦	4	3.3																																																																									
	北松	1	0.8																																																																									
	小計	27	22.3																																																																									
	離島	五島	1	0.8																																																																								
壱岐		0	0.0																																																																									
対馬		0	0.0																																																																									
南松		2	1.7																																																																									
小計		3	2.5																																																																									
合計	121	100.0																																																																										
○調査完了事業所の産業別状況																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>産 業</th> <th>事業所数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業、林業、漁業</td> <td>2</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>鉱業、採石業、砂利採取業、建設業</td> <td>10</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>53</td> <td>43.8</td> </tr> <tr> <td>電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業</td> <td>16</td> <td>13.2</td> </tr> <tr> <td>卸売業、小売業</td> <td>7</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業</td> <td>5</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業</td> <td>28</td> <td>23.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>			産 業	事業所数	割合	農業、林業、漁業	2	1.7	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	10	8.3	製造業	53	43.8	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	16	13.2	卸売業、小売業	7	5.8	金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	4.1	教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	28	23.1	合計	121	100.0																																															
産 業	事業所数	割合																																																																										
農業、林業、漁業	2	1.7																																																																										
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	10	8.3																																																																										
製造業	53	43.8																																																																										
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	16	13.2																																																																										
卸売業、小売業	7	5.8																																																																										
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	5	4.1																																																																										
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	28	23.1																																																																										
合計	121	100.0																																																																										
○調査完了事業所の企業規模・事業所規模別状況																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">従業員数区分</th> <th colspan="2">企業規模</th> <th colspan="2">事業所規模</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>割合</th> <th>事業所数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500人以上</td> <td>34</td> <td>28.1</td> <td>5</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>100～499人</td> <td>56</td> <td>46.3</td> <td>47</td> <td>38.8</td> </tr> <tr> <td>50～99人</td> <td>31</td> <td>25.6</td> <td>69</td> <td>57.0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>121</td> <td>100.0</td> <td>121</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>					従業員数区分	企業規模		事業所規模		事業所数	割合	事業所数	割合	500人以上	34	28.1	5	4.2	100～499人	56	46.3	47	38.8	50～99人	31	25.6	69	57.0	合 計	121	100.0	121	100.0																																											
従業員数区分	企業規模		事業所規模																																																																									
	事業所数	割合	事業所数	割合																																																																								
500人以上	34	28.1	5	4.2																																																																								
100～499人	56	46.3	47	38.8																																																																								
50～99人	31	25.6	69	57.0																																																																								
合 計	121	100.0	121	100.0																																																																								

項 目	状 況	備 考									
調査員	本県人事委員会職員 10名 ほか、人事院・他県市人事委員会職員										
調査項目	<p>① 常勤の従業員総数</p> <p>② 職種別調査実人員（調査指定職種54職種 （うち初任給関係12職種））</p> <table border="1" data-bbox="448 512 1098 651"> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 512 651 553">事務・技術</td> <td data-bbox="651 512 892 553">22職種</td> <td data-bbox="892 512 1098 553">4,678人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 553 651 593">その他</td> <td data-bbox="651 553 892 593">32職種</td> <td data-bbox="892 553 1098 593">241人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 593 651 633">計</td> <td data-bbox="651 593 892 633"></td> <td data-bbox="892 593 1098 633">4,919人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 本年の採用状況及び初任給月額</p> <p>④ きまって支給する給与総額</p> <p>⑤ 賞与及び臨時給与等の支払状況</p> <p>⑥ 本年の給与改定等の状況</p> <p>⑦ 各種手当の支給状況等 （家族手当、在宅勤務者に対する通勤手当）</p> <p>⑧ 高齢者雇用施策等の状況</p>	事務・技術	22職種	4,678人	その他	32職種	241人	計		4,919人	<p>「その他」 技能労務、 研究、教 育、海事関 係</p>
事務・技術	22職種	4,678人									
その他	32職種	241人									
計		4,919人									
調査期間	令和3年4月26日～令和3年6月22日（58日間）										

(2) 民間給与の状況（令和3年）

① 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計			
		500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満	
		円	円	円	円
新 卒 事 務 員	大 学 卒	196,055	202,503	186,386	184,500
	短 大 卒	162,097	163,002	-	158,000
	高 校 卒	158,861	163,332	150,772	155,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	197,607	207,551	193,469	175,125
	短 大 卒	184,471	188,771	181,600	168,000
	高 校 卒	163,466	167,175	162,575	152,000
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	196,978	204,909	191,206	178,250
	短 大 卒	177,975	180,272	181,600	164,667
	高 校 卒	162,686	166,244	161,649	153,000

(注) 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

備考 職員の場合、行政職の現行初任給（事務・技術共通）は、大学卒182,200円、短大卒163,100円、高校卒150,600円である。

② 企業規模別、職種別給与額

職 種	平均年齢 (歳)	規模計 (円)	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			(円)	(円)	(円)
支 店 長	52.8	663,896	720,617	500,833	-
工 場 長	50.9	594,411	*	-	*
事 務 部 長	53.1	561,944	653,345	529,440	454,355
技 術 部 長	52.7	576,622	692,456	490,098	495,495
事 務 部 次 長	51.2	575,873	627,526	491,721	*
技 術 部 次 長	52.2	628,486	692,959	474,048	442,591
事 務 課 長	47.9	562,774	595,469	432,323	428,280
技 術 課 長	50.3	517,841	566,382	419,213	414,804
事 務 課 長 代 理	47.5	429,695	500,047	410,937	363,677
技 術 課 長 代 理	42.1	419,030	423,294	423,832	359,080
事 務 係 長	43.4	379,245	411,219	318,017	344,262
技 術 係 長	43.4	362,062	379,526	343,860	330,167
事 務 主 任	40.6	346,270	385,720	269,485	283,676
技 術 主 任	48.6	413,182	457,108	309,707	236,830
事 務 係 員	39.0	263,784	275,666	254,666	214,902
技 術 係 員	45.3	318,338	345,750	245,922	238,763

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

3 人事委員会報告及び勧告の状況（令和3年）

I 職員の給与に関する報告及び勧告

(1) 本年の給与改定等

項 目	状 況																																								
報告及び勧告日	令和3年10月7日（木）																																								
公 民 較 差 (行政職)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>公民較差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">公民較差 (行政職)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">減額前</td> <td style="text-align: center;">率</td> <td style="text-align: center;">△0.03%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">△117円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">減額後</td> <td style="text-align: center;">率</td> <td style="text-align: center;">0.22%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">801円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(参考) 官民較差 (国)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">官民較差 (行政職)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">率</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.00%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">19円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<p>公民較差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">公民較差 (行政職)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">減額前</td> <td style="text-align: center;">率</td> <td style="text-align: center;">△0.03%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">△117円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">減額後</td> <td style="text-align: center;">率</td> <td style="text-align: center;">0.22%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">801円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			公民較差 (行政職)			減額前	率	△0.03%			金額	△117円			減額後	率	0.22%			金額	801円			<p>(参考) 官民較差 (国)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">官民較差 (行政職)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">率</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.00%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">19円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			官民較差 (行政職)			率		0.00%			金額		19円		
<p>公民較差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">公民較差 (行政職)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">減額前</td> <td style="text-align: center;">率</td> <td style="text-align: center;">△0.03%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">△117円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">減額後</td> <td style="text-align: center;">率</td> <td style="text-align: center;">0.22%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td style="text-align: center;">801円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			公民較差 (行政職)			減額前	率		△0.03%			金額	△117円			減額後		率	0.22%			金額	801円			<p>(参考) 官民較差 (国)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;">官民較差 (行政職)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">率</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.00%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金額</td> <td></td> <td style="text-align: center;">19円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			官民較差 (行政職)			率		0.00%			金額		19円		
		公民較差 (行政職)																																							
減額前	率	△0.03%																																							
	金額	△117円																																							
減額後	率	0.22%																																							
	金額	801円																																							
		官民較差 (行政職)																																							
率		0.00%																																							
金額		19円																																							
勧 告	<p>1 職員の給与に関する条例の改正          期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。</p> <p>(1) 令和3年12月期</p> <p>ア 特定幹部職員以外の職員          期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。</p> <p>イ 特定幹部職員          期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。</p> <p>(2) 令和4年6月期以降</p> <p>ア 特定幹部職員以外の職員          6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。</p> <p>イ 特定幹部職員          6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。</p> <p>2 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の改正          期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。</p> <p>(1) 令和3年12月期          期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。</p> <p>(2) 令和4年6月期以降          6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。</p> <p>3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正          特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。</p> <p>(1) 令和3年12月期          期末手当の支給割合を1.575月分とすること。</p> <p>(2) 令和4年6月期以降          6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。</p>																																								

	<p>4 改定の実施時期</p> <p>この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とすること。ただし、令和4年度以降の期末・勤勉手当の支給割合については、令和4年4月1日から実施すること。</p>																														
給与改定の内容	<p>(1) 諸手当</p> <p>① 期末・勤勉手当</p> <p>年間の支給月数 4.45 月分 → 4.30 月分（一般職員の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月期</th> <th>12 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度 期末手当</td> <td>1.275 月（支給済み）</td> <td>1.125 月（現行 1.275 月）</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.95 月（支給済み）</td> <td>0.95 月（改定なし）</td> </tr> <tr> <td>4年度 期末手当</td> <td>1.20 月</td> <td>1.20 月</td> </tr> <tr> <td>以降 勤勉手当</td> <td>0.95 月</td> <td>0.95 月</td> </tr> </tbody> </table>		6 月期	12 月期	令和3年度 期末手当	1.275 月（支給済み）	1.125 月（現行 1.275 月）	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）	4年度 期末手当	1.20 月	1.20 月	以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月															
	6 月期	12 月期																													
令和3年度 期末手当	1.275 月（支給済み）	1.125 月（現行 1.275 月）																													
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	0.95 月（改定なし）																													
4年度 期末手当	1.20 月	1.20 月																													
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月																													
勧告どおり改定された場合の1人当たりの改定状況	<p>給与月額 行政職（人員 4,232 人、平均年齢 42.2 歳）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>改定額</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計</td> <td>360,263 円</td> <td>360,263 円</td> <td>- 円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>給料の月額</td> <td>324,787 円</td> <td>324,787 円</td> <td>- 円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>諸 手 当</td> <td>35,476 円</td> <td>35,476 円</td> <td>- 円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>改定額</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間給与</td> <td>5,953 千円</td> <td>5,898 千円</td> <td>△55 千円</td> <td>△0.92%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現行	改定後	改定額	改定率	計	360,263 円	360,263 円	- 円	-	給料の月額	324,787 円	324,787 円	- 円	-	諸 手 当	35,476 円	35,476 円	- 円	-	区 分	現行	改定後	改定額	改定率	年間給与	5,953 千円	5,898 千円	△55 千円	△0.92%
区 分	現行	改定後	改定額	改定率																											
計	360,263 円	360,263 円	- 円	-																											
給料の月額	324,787 円	324,787 円	- 円	-																											
諸 手 当	35,476 円	35,476 円	- 円	-																											
区 分	現行	改定後	改定額	改定率																											
年間給与	5,953 千円	5,898 千円	△55 千円	△0.92%																											

## II 職員の人事管理に関する報告

### (1) 人材の確保及び育成

項 目	状 況
人材の確保	<p>求める人材像や公務の魅力を積極的に発信するとともに、採用試験についても必要な見直しを行い、優れた資質を持つ有為の人材の確保に引き続き取り組む</p> <p>障害者雇用については、法定雇用率の達成はもとより、障害のある職員がやりがいを持って安心して働き続けられる支援体制の充実や職務環境の整備などを進める必要</p>
人材の育成	<p>管理職の人材育成や職員自らのキャリア形成意識を高め、業務遂行能力やマネジメント能力を有する人材の育成を図るとともに、デジタル改革を加速度的に進めるために必要な人材を育成していく必要</p> <p>引き続き、意欲と能力のある女性職員の育成・登用に向けた取組を更に進める必要</p>
能力・実績に基づく人事管理の推進	<p>透明性・納得性・客観性が確保された人事評価制度として運用に努め、評価結果を任用、給与等に適切に反映しながら、能力・実績に基づく人事管理を推進していく必要</p>

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

項 目	状 況
多様で柔軟な働き方の推進	ワーク・ライフ・バランスの実現による職員の意欲の向上や、業務の効率化による生産性向上などの観点から、多様で柔軟な働き方を推進していくことが重要 テレワーク等の効果的な活用等の検討を進めるとともに、積極的な活用に取り組む必要
長時間労働の是正	勤務時間の適正な把握、管理に努め、業務の合理化・効率化を進める取組を、これまで以上に推進していく必要 時間外勤務命令の必要性を十分検討するとともに、時間外勤務の上限規制を踏まえ、マネジメントの強化を更に進める必要
仕事と家庭生活の両立支援	男性職員が、両立支援のための休暇や休業を取得しやすい環境づくりを推進していくことが重要 人事院が行った、育児休業の取得回数制限を緩和する意見の申出や不妊治療のための休暇の新設等についての報告を踏まえ、国及び他の都道府県の動向を注視しながら検討を進める必要
心の健康づくり	長時間の時間外勤務を行った職員に対し、医師の面接指導など今後も適切な措置を講じていく必要 ストレスチェック制度を活用して、職員のストレス軽減につながる取組を継続して実施していく必要
ハラスメント防止対策	管理職員をはじめ全ての職員の意識啓発と知識の向上を図り、良好な職場環境づくりを推進していく必要

(3) 定年の引上げ

国及び他の都道府県の動向を注視しながら、令和5年4月の施行に向けて、制度の構築並びに円滑な制度導入に取り組む必要



4 給与関係規則等の制定・改廃の状況（令和3年度）

公布年月日	規則	事項
令3. 8. 17	職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (令3. 4. 1 適用)	○令和3年4月1日付、組織改正に伴い、管理職手当の支給額について改正を行うもの。
令3. 12. 28	職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (令3. 4. 1 適用)	○期末・勤勉手当の基準日前1箇月以内に退職した職員のうち、期末・勤勉手当を支給しない職員を定める規定について、基準日までに支給要件を満たしていない会計年度任用職員になった職員に対して、退職した職員として期末・勤勉手当を支給するよう改正を行うもの。
令4. 3. 25	会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 4. 1 施行)	○職種別基準表に定める会計年度任用職員の職種又は職名の新設を行うため、所要の改正を行うもの。
令4. 3. 25	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 3. 25 施行)	○長崎県警察本部の組織改正に伴い、級別職務表について改正を行うもの。
令4. 3. 25	へき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 4. 1 施行)	○へき地教育振興法施行規則第13条に基づくへき地手当の級地指定の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。
令4. 3. 25	特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 4. 1 施行)	○へき地手当の級地指定の見直しに伴い、特地勤務手当についてもへき地手当に準じた級地指定の見直しを行い、所要の改正を行うもの。
令4. 3. 31	職員の旅費支給に関する規則の一部を改正する規則 (令4. 4. 1 施行)	○特地公署の級地指定の見直しに伴い、帰住旅費の支給対象公署について、所要の改正を行うもの。
令4. 3. 31	職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則 (令4. 4. 1 施行)	○組織改正等に伴い、下記人事委員会規則の改正を行うもの。  職員の給料等の支給に関する規則 組織改正に伴い、管理職手当の区分について改正  一般職員の特殊勤務手当の支給に関する規則 組織改正に伴い、関係部分を改正 有害物取扱手当を支給する勤務箇所の追加  初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 組織改正に伴い、級別職務表について改正

		<p>特地勤務手当等の支給に関する規則</p> <p>派遣先の変更に伴い、特地勤務手当を支給する特地公署について改正</p>
令 4. 3. 31	<p>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>(令 4. 3. 31 施行)</p>	<p>○失業者の退職手当関係様式について、押印を廃止するため、所要の改正を行うもの。</p>

## 第7章 公平審査関係

### 1 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

年 月 日	規 則 名	事 項
令4.3.31	勤務条件に関する措置の要求に関する (令4.3.31 施行)	○行政手続きにおける押印見直しに伴い、様式に定める「印」を削るもの
令4.3.31	不利益処分についての審査請求に関する規則 (令4.3.31施行)	○行政手続きにおける押印見直しに伴い、様式に定める「印」を削るもの
令4.3.31	不利益処分についての審査請求に関する細則 (令4.3.31 施行)	○行政手続きにおける押印見直しに伴い、様式に定める「印」を削るもの
令4.3.31	公務災害補償の審査の申立てに関する規則 (令4.3.31 施行)	○行政手続きにおける押印見直しに伴い、様式に定める「印」を削るもの
令4.3.31	退職手当の支給制限等処分に係る意見陳述の機会に関する規則 (令4.3.31施行)	○行政手続きにおける押印見直しに伴い、様式に定める「印」を削るもの

### 2 勤務条件に関する措置要求の状況

勤務条件に関する措置要求の係属状況

※（ ）内は事案数

区 分		令和2年度末の 係 属 件 数	令和3年度中の 要 求 件 数	令和3年度中の 終 結 件 数	令和4年度への 繰 越 件 数
県 分	給 与				
	休 暇				
	その他	1	1	2	0
受 託 分					
合 計		1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)

3 不利益処分についての審査請求の状況

不利益処分についての審査請求の係属状況

※（ ）内は事案数

区 分		令和2年度末の 係 属 件 数	令和3年度中の 請 求 件 数	令和3年度中の 終 結 件 数	令和4年度への 繰 越 件
県 分	懲戒 処分				
	争議行為	13,044 (23)		162 (0)	12,882 (23)
	そ の 他	3 (3)			3 (3)
	分限処分	2 (2)			2 (2)
受 託 分	そ の 他				
	計	13,049 (28)	0 (0)	162 (0)	12,887 (28)
	懲戒処分		1 (1)		1 (1)
	分限処分				
合 計		13,049 (28)	1 (1)	162 (0)	12,888 (29)

4 職員からの苦情相談

令和3年度における苦情相談の概要は、次のとおりである。

項 目	県 分	受 託 分	合 計
辞職、懲戒・分限処分関係	0	0	0
勤務時間、休暇、休業、超過勤務関係	4	0	4
転任、配置換、昇任関係	1	0	1
服 務 等 関 係	0	0	0
給 与 、 手 当 関 係	1	0	1
いじめ、嫌がらせ関係	7	0	7
セクハラ関係	0	0	0
健康安全、執務環境等関係	3	0	3
そ の 他	0	0	0
合 計	16	0	16

5 公務災害補償審査請求の状況

令和3年度は、公務災害補償審査請求の新規申立はなされず、係属事案もなかった。  
 なお、昭和52年度以降、公務災害補償審査請求は、係属していない。

6 退職手当の支給制限等処分に係る調査審議の状況

退職手当の支給制限等処分に係る調査審議は、平成21年12月25日以後の退職に係る退職手当の支給制限等処分が対象となるが、令和3年度は、退職手当管理機関からの諮問はなかった。

7 公平委員会の事務の受託

(1) 受託している地方公共団体

令和3年度に当委員会が公平委員会の事務を受託していた地方公共団体は、8町、8一部事務組合及び1広域連合の計17団体である。

【受託町】

No.	地方公共団体名	委託年月日	No.	地方公共団体名	委託年月日
1	長与町	昭31.10.1	5	波佐見町	昭35.11.1
2	時津町	昭31.10.1	6	小値賀町	昭31.10.1
3	東彼杵町	昭35.11.1	7	佐々町	昭31.10.1
4	川棚町	昭31.4.1	8	新上五島町	平16.8.1

【受託一部事務組合等】

No.	地方公共団体名	委託年月日	No.	地方公共団体名	委託年月日
1	有明海自動車航送船組合	昭31.1.2	6	県央県南広域環境組合	平11.12.15
2	東彼地区保健福祉組合	昭31.4.1	7	北松北部環境組合	平11.12.15
3	島原地域広域市町村圏組合	昭46.11.1	8	長与・時津環境施設組合	平21.1.1
4	県央地域広域市町村圏組合	昭49.4.1	9	長崎県後期高齢者医療広域連合	平19.4.1
5	雲仙・南島原保健組合	平7.11.1			

(2) 職員団体の登録状況

令和3年度末現在、公平委員会の事務を受託している地方公共団体関係の職員団体の登録は、次の2団体である。

No.	職員団体名	主たる事務所の所在地	登録年月日	3年度登録変更	法人格
1	佐々町職員組合	北松浦郡佐々町 本田原免168-2	昭41.12.20		無
2	新上五島町職員組合	南松浦郡新上五島町 青方郷1585-1	平16.12.1		無

(3) 長崎県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

公布年月日	施行年月日	事項
令3.6.25	令3.6.25	○ 組織改正等に伴う指定追加 長与町、有明海自動車航送船組合、東彼地区保健福祉組合、 北松北部環境組合

※公平委員会の事務を受託している地方公共団体のすべての団体（17団体）について管理職員等の範囲を定めている

第8章 令和3年度の主な出来事

月	日 (曜日)	出来事
4	9 (金) 18 (日) 22 (木) 26 (月) 26 (月)	人事委員会 県職員 (大卒程度) 「行政B」第1次試験 職員団体会見 人事委員会 職種別民間給与実態調査 (4/26~6/22)
5	11 (火) 13 (木) 20 (木) 25 (火) 31 (月)	人事委員会 県職員 (大卒程度) 「行政B」第2次試験 (論文・適性) 人事委員会 県職員 (大卒程度) 「行政B」第2次試験 (面接) (~5/28) 臨時会本会議 (開会)
6	1 (火) 11 (金) 18 (金) 20 (日) 23 (水) 24 (木) 30 (水)	臨時会本会議 (閉会) 人事委員会 6月定例会本会議 (開会・議案上程) 県職員 (大卒程度) 第1次試験 人事委員会 6月定例会本会議 (一般質問) (~6/28) 予算決算委員会 (総括質疑)
7	1 (木) 9 (金) " 11 (日) 13 (火) " 20 (火) 28 (水) 31 (土)	総務委員会 (分科会長報告・採決) 人事委員会 監査事務局予備監査 警察官I類[第1回]第1次試験 6月定例会本会議 (採決・閉会) 県職員 (大卒程度) 第2次試験 (論文・適性) 人事委員会 県職員 (大卒程度) 第2次試験 (面接) (~8/3) 県職員 (民間/海外) 第2次試験 (適性・面接) (~8/1)
8	4 (水) 5 (木) 11 (水) 12 (木) 18 (水) 20 (金) 24 (火) " 25 (水) 31 (火)	職員団体会見 人事委員会 警察官I類[第1回]第2次試験 (論文・適性) 警察官I類[第1回]第2次試験 (体力) (~8/13) 人事委員会 監査委員定期監査 人事委員会 (臨時) 警察官I類[第1回]第2次試験 (男性・一般) (面接) (~8/27) 警察官I類[第1回]第2次試験 (武道・サイバー及び女性・一般) (面接) (~8/26) 職員団体会見

月	日 (曜日)	出 来 事
9	1 (水) 8 (水) 10 (金) 15 (水) " 16 (木) 19 (日) 22 (水) 24 (金) " 26 (日) 27 (月)	人事委員会 人事委員会 (臨時) 9月定例会本会議 (開会・議案上程) 職員団体会見 人事委員会 9月定例会本会議 (一般質問) (~9/21) 警察官Ⅰ類[第2回]第1次試験 職員団体会見 人事委員会 (臨時) 予算決算委員会 (総括質疑) 県職員 (短・高卒、氷河期) 第1次試験 総務委員会・予算決算委員会 (総務分科会)
10	5 (木) 7 (水) " " 13 (水) 15 (金) 17 (日) 18 (月) 20 (水) 21 (木) 25 (月) 26 (火)	予算決算委員会 (分科会長報告・採択) 9月定例会本会議 (採決・閉会) 人事委員会 (臨時) 人事委員会報告・勧告 人事委員会 予算決算委員会[決算審査] (総括質疑) 警察官Ⅲ類、障害者対象採用選考第1次試験 予算決算委員会[決算審査] (総務分科会) 県職員 (短・高卒、氷河期) 第2次試験 (論文/作文・適性) 人事委員会 予算決算委員会[決算審査] (分科会長報告・採決) 県職員 (短・高卒、氷河期) 第2次試験 (面接) (~10/31)
11	4 (木) 9 (火) 10 (水) 12 (金) 14 (日) 16 (火) 17 (水) " 26 (金) "	人事委員会 警察官Ⅲ類・警察官Ⅰ類[第2回]第2次試験 (論文/作文・適性) 警察官Ⅲ類・警察官Ⅰ類[第2回]第2次試験 (体力) (~11/11) 障害者対象採用選考第2次試験 (作文・適性) 障害者対象採用選考第2次試験 (面接) (~11/15) 人事委員会 警察官Ⅲ類・警察官Ⅰ類[第2回]第2次試験 (面接) (~11/22) 警察官Ⅲ類・警察官Ⅰ類[第2回] (女性) 第2次試験 (面接) (~11/18) 11月定例会本会議 (開会・議案上程) 人事委員会 (臨時)
12	2 (木) 8 (水) 9 (木) 17 (金) 21 (火) "	11月定例会本会議 (一般質問) (~12/6) 人事委員会 総務委員会・予算決算委員会 (総務分科会) 予算決算委員会 (分科会長報告・採決) 11月定例会本会議 (採決・閉会) 人事委員会



月	日 (曜日)	出 来 事
1	7 (金) 12 (水) 26 (水) 31 (月)	長崎県職員Webおしごとトーク (職種別) (オンライン) 人事委員会 人事委員会 人事委員会 (臨時)
2	10 (木) 24 (木)	人事委員会 人事委員会
3	11 (金) 14 (月) 16 (水) 17 (木) 22 (火) 23 (水) 25 (金) 28 (月) 29 (火) 30 (水)	長崎県職員Web採用ガイダンス&座談会 (オンライン) 3月定例会本会議 (開会・議案上程) 人事委員会 3月定例会本会議 (一般質問) (~3/18) 予算決算委員会 (総括質疑) 総務委員会・予算決算委員会 (総務分科会) 職員団体会見 人事委員会 予算決算委員会 (分科会長報告・採決) 3月定例会本会議 (採決・閉会)



長崎県人事委員会年報（令和3年度）

令和4年8月

編集・発行

長崎県人事委員会事務局

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 095-894-3541(ダイヤル)



長崎県人事委員会